

平成25年 6 月14日 開会

平成25年 6 月21日 閉会

(定例第4回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第45号

平成25年第4回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年5月27日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成25年6月14日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君

---

○6月17日に応招した議員

石 上 良 夫君

---

○応招しなかった議員

米 澤 睦 雄君

---

---

平成25年 第4回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成25年6月14日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成25年6月14日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第1号 平成24年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第2号 平成24年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 議案第44号 南部町同報系防災行政無線整備事業に関する契約の締結について
- 日程第9 議案第45号 財産の無償譲渡について
- 日程第10 議案第46号 南部町老人福祉施設条例の廃止について
- 日程第11 議案第47号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第48号 南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第13 議案第49号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第50号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第51号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第52号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 報告第1号 平成24年度南部町繰越明許費繰越計算書について

- 日程第7 報告第2号 平成24年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について  
日程第8 議案第44号 南部町同報系防災行政無線整備事業に関する契約の締結について  
日程第9 議案第45号 財産の無償譲渡について  
日程第10 議案第46号 南部町老人福祉施設条例の廃止について  
日程第11 議案第47号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第12 議案第48号 南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について  
日程第13 議案第49号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）  
日程第14 議案第50号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第51号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第52号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（12名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
4番 板井隆君	5番 植田均君
6番 景山浩君	7番 杉谷早苗君
8番 細田元教君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員（2名）

3番 米澤睦雄君	9番 石上良夫君
----------	----------

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	前田憲昭君
		書記	石賀志保君
		書記	小林公葉君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	加藤晃君	財政室長	三輪祐子君
企画政策課長	矢吹隆君	地域振興専門員	長尾健治君
税務課長	畠稔明君	町民生活課長	仲田磨理子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	福田範史君
病院事務部長	中前三紀夫君	健康福祉課長	伊藤真君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	頼田泰史君
上下水道課長	谷田英之君	産業課長	仲田憲史君
監査委員	須山啓己君		

---

### 議長あいさつ

○議長（青砥日出夫君） 6月議会の冒頭に一言ごあいさつ申し上げます。平成25年6月定例議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

諸外国との間においては、TPP、尖閣諸島、竹島などの国家レベルの問題があり、また核ミサイル問題など安全保障上の問題も解決には遠く、日本の今後について「憂い」を抱かないわけにはいきません。

さて、5月26日には、「第64回全国植樹祭」が天皇皇后両陛下をお迎えして、ここ南部町で開催されました。昭和40年に大山町で開催されて以来、鳥取県では実に48年ぶりの開催となり、まことに光栄であり、喜ばしいことでもあります。我が南部町が、さらに緑豊かに発展することを祈念するものであります。

7月には、第23回参議院議員通常選挙が執行予定されており、今後の国政について大いに注視するものがあります。

本定例議会におきましては、条例の制定、一部改正、廃止、補正予算4件などについて御審議いただく予定としております。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から説明がございしますが、町民の要望にこたえるべく提出されております諸議案に対しまして、慎重審議いただき、適正かつ妥当な決議に達することをお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

## 町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、議員活動を通じまして町政の推進に御尽瘁をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

3月定例会以降、町内には大きな事件や事故といったことはなかったわけでございます。順調に町政は推移をしておるということでございますが、実は、この間に火災が14件発生いたしまして、これは近年にない異常な件数でございます。この中には荻名の住宅火災、1件全焼もございまして大変心配もしましたけれども、幸いにけが人などはなく安堵をしたところでございます。それぞれ、たびたびの消防団の出動をいただきまして鎮火をいたしておりますけれども、ことしは特に雨が降りません。火の取り扱いに特に注意をいただきまして、火災のない安心・安全な地域づくりをよろしくお願いを申し上げたいと、本議場を通じてお願いをする次第でございます。

また、5月26日には、全国植樹祭が開催になりました。後ほど行政報告もさせていただきますけれども、非常に盛会で天候にも恵まれて立派な植樹祭であったというように思っております。

さて、この間でございますが、出生された方が21名でございます。3月から5月末の出生が21名、それからお亡くなりになった方が50名ございまして、現在の5月末人口が1万1,545人ということになっております。高齢化率は31.36%ということで、議会のたびに少しずつ人口が減り、高齢化率が上がっていくという、こういう傾向になっておるわけでございます。それぞれの皆様方の健やかな御成長と、そして、安らかな御冥福を、お祈りを申し上げる次第でございます。

本議会におきましては、一般会計の補正予算、また福祉施設の無償譲渡など、重要な議案ばかりでございます。9議案お願いするわけでございます。いずれの議案も町政の推進にはぜひ御賛同賜りたいと、このように思っております。慎重御審議をいただきまして御賛同いただきますようによろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつにかえたいと思います。

---

## 午後1時00分開会

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は12人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成25年第4回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

4番、板井隆君、5番、植田均君。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第4 行政報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。去る5月26日、日曜日に天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、とっとり花回廊において、「感じよう 森のめぐみと 緑の豊かさ」をテーマとして、第64回全国植樹祭が開催となりました。当日は天候にも恵まれ、県内外から5,000名もの参加者を得て盛大に開催されまして、天皇陛下はアカマツ、スダジイ、コナラを、皇后陛下はヤマボウシ、ウワミズザクラ、ホオノキのお手植えをされました。お手まきでは、天皇陛下はヤマザクラ、クリを、皇后陛下はイロハモミジ、ヤマガキをまかれました。私たちもそれぞれに植樹をしましたが、両陛下は最後の仕上げを素手でなさるなどされまして、多くの参加者の感動を呼び起こされました。

県では、県民運動として苗木のスクールステイ、ホームステイをされましたが、スクールステイでは県内の42の小学校、ホームステイには337団体が参加をして、約4,000本の苗木

の育成に取り組まれました。

町内でも各小学校やライオンズクラブなどの御協力をいただいております。このような県民運動に取り組んで準備を進めてきましたので、大会当日のすばらしい盛り上がりとなったものと考えられます。

また、西伯小学校、会見小学校、会見第二小学校の緑の少年団の子供たちは、会場で繰り広げられた創作劇に出演し、他校の子供たちとともに葉っぱ組、風組、鳥組に分かれて大きな木の周辺で群舞するすばらしい演技を披露し、大きな感動を呼び起こしました。また、法中、南中の吹奏楽部員が式典の音楽隊の一員として参加をしております。子供たちにもすばらしい思い出として残ることと思います。

表彰関係でございますが、鳥取県美しいもりづくり功労者として、森の恵みを生かす活動の分野で米子市の幅田元男氏が受賞されました。幅田氏は、南部町絹屋出身で米子に在住ですが、緑水湖周辺に自費でモミジを植栽し、将来の豊かな緑あふれる自然休養村を目指してボランティア活動を行っていただいた御功績によるものでございます。

また、緑を守り、育てる分野では、南部町の河畔クラブが受賞されました。法勝寺川周辺の桜の植栽、管理などのボランティア活動を長年実施していただいたものでございます。晴れの受賞を心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも活動を継続していただき、南部町の緑化活動に御貢献をいただきますようお願いを申し上げます。

植樹祭の終了後、両陛下には我が南部町天萬庁舎で昼食をおとりになり、その後、特別養護老人ホームゆうらくを視察いただきました。沿道には指定された奉迎場所43カ所に5,009名ものの方が日の丸の小旗を振って熱烈な歓迎をされ、両陛下は大変お喜びになり、笑顔でお手を振っておこたえになっておりました。

昼食会場では、町内の様子を写した写真を6点展示しておきまして、町の様子を詳しく御紹介を申し上げます。

ゆうらくでは、保育園の子供との触れ合いの場などで入所者の皆様、お一人お一人に優しくお声をかけていただき、大変喜んでいただいたそうでございます。陛下からは立派な建物に、設計はどなたがされたのかと御下問もあったようでありまして、また大変きれいに使われているというお褒めの言葉もあったようでございます。

翌日、大山町など御視察になり、無事に帰郷されたと報告を受けました。その後、平井知事が宮内庁にアルバムなどを持参され、御報告に伺われたそうでございますが、宮内庁長官から両陛下ともとてもよい植樹祭であったとの評価と、お礼の言葉をいただかれたとお聞きいたしております。

ます。

天萬庁舎でのお見送りの折に、天皇陛下より町のためにしっかりやってくださいという趣旨の御言葉をちょうだいし、私も感激をしたところであります。町民の皆様にもたくさんお迎えをしていただき、身近で両陛下のお元気なお姿を見ていただき、元気をいただかれたのではないかと考えております。両陛下も町民の熱烈歓迎にきっと感激され、喜んでいただき、これからの御公務の励みにしていただけるものと思います。南部町は緑あふれる平和なよい町であると、いい印象を持って帰っていただけたと思います。

このたびの植樹祭を契機に、限りない森の恵みを実感できる町づくりに向けて、さらなる努力をしていかなければならないと新たな決意をいたしたところでございます。

以上、第64回全国植樹祭の行政報告といたします。

---

## 日程第5 諸般の報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

第64回全国植樹祭開催記念南部町リレー植樹が4月の5日に行われました。花回廊で行われたわけですが、三朝町からの引き継ぎで南部町を最後としたリレー植樹でございました。

全国植樹祭に向け、鳥取県内の各市町村で行われてきたリレー植樹も最後の地の南部町でございました。最後にふさわしくよく晴れた晴天の下で花いっぱい南部町とっとり花回廊で、第19回のリレー植樹でございました。来賓として平井知事が代表植樹を行っていただくなど、いろいろなセレモニーがございました。副町長参加で平井知事と副町長がトッキーノの頭をなでますと、植樹祭まで51日という残日計が点灯いたしました。非常に天気もよく子供たちもいたわけですが、盛会に行われたところでございます。

次に、西部町村議会議長会が5月の15日に行われました。これは岸本町が改選になりまして議長交代ということになりました。したがって、議長の交代で役員の変更が生じたので招集がございました。それと、9月の3日の西部町村議会の研修会の予定、構想がございました。それと、後で言いますが全国正副議長会研修会の日程、その他についての話し合いが行われました。

次に、西部広域行政管理組合臨時議会が5月の20日に行われました。西部広域行政管理組合臨時議会では、専決処分について一般会計補正予算がございました。エコスラグセンター2号空気予熱機補修事業が主なものでございますが、3,595万7,000円という補正が行われました。

先ほどの8号ですが、9号ではリサイクルプラザの基幹改良工事ということで、5億4,915万円の契約が締結されております。

財産の取得についてということで、エコスラグセンター不燃残渣破壊機破碎刃等を取得するということでございました。2,236万5,000円ということでございます。

事務局に閲覧に供しておきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、第64回全国植樹祭、先ほど町長が申し述べましたが、5月の26日に行われました。5月の25日にこちらの方に天皇皇后両陛下をお招きして行われたわけですが、25日にはロイヤルホテルでレセプションがございました。町長と私と参加をいたしましたわけですが、非常に厳粛に、また盛大に行われました。出迎えを町長と私が部屋の前で待ったわけですが、あと衆議院議長、文部科学大臣、その他林野庁長官など、8名で出迎えをいたしましてレセプションが行われました。天皇皇后両陛下は公務でございまして、びょうぶの前に20分間立ちっぱなしで14組の表彰される人、その他私たち行政関係の者にお言葉をおかけいただきました。20分間飲み食いせずにその14の話題に一生懸命聞きながら、質問しながら、また自分のお考えをお話しになりながら接していただいたところでございます。

次の日の植樹祭に関しましては、先ほど町長が述べましたとおりでございます。

次に、全国正・副議長研修会でございます。5月の28日、29日に東京のメルパークにて行われました。

全国町村議会議長会は、平成25年5月28日、29日の2日間にわたり、第38回町村議会議長・副議長研修会を開催しております。本研修会は、町村議会議長・副議長の研さんの場として昭和51年から毎年行っておられ、平成18年度からは副議長も対象となっております。今回の研修会は、約1,500人の議長・副議長が参加しておりました。研修の中では、基調講演が町村議会に期待する東京大学大学院法学政治学研究科教授、金井利之先生の基調講演、またシンポジウムでは「これからの町村議会のあり方」ということで、ジャーナリストがコーディネーターとなりまして北海道鹿追町の議長、岩手県西和賀町の議長、茨城県大洗町の議長、兵庫県播磨町の議長、4名がパネリストとなり、それぞれの町の取り組み等についてお話しになったところでございます。

2日目は、「歴史に見るリーダーの条件」ということで、歴史作家、加来耕三氏の講演がございました。2人目は、「政治・経済の展望」～報道から見たこれからの日本の姿～ということで、TBS報道局解説・専門記者室長、杉尾秀哉氏が講演をなされました。

事務局に置いてありますので、また目を通しておいてやってくださいませ。

以上、議長からの報告を終わります。

次に、総務経済常任委員長による情報公開に関する調査。板井隆君の方からお願いします。

板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。昨年11月に住民団体から出されました南部町議会の更なる情報公開を求める陳情について、12月、3月定例議会において審議し、今日まで継続審査としています。この陳情をさらに深く検討することを目的として、総務経済常任委員会6人で日南町議会の情報公開の現状を去る6月11日に調査、研究してきましたので報告いたします。

日南町議会の調査については、陳情の趣旨の具体的内容が、なんぶS A Nチャンネルに南部町議会の実況放送並びに議会運営委員会、全員協議会、常任委員会などなどの実況放送による情報提供の実施の陳情であります。

日南町議会は、周辺町村で陳情に最も近い情報公開を行っている現状から、調査地に決定いたしました。調査に対し、日南町からは副町長、議会事務局長、ちゃんねる日南放送担当課の企画室長、担当職員、さらに制作・放送の指定管理を受けている株式会社アシスト日南の社長と放送制作担当者、合計6人での対応をしていただきました。

調査の内容としては、C A T Vの運営状況や実況における議会放送の現状や自主制作番組との調整など、事前に10項目についてお願いをしていましたので、この説明を受けました。ちゃんねる日南の番組制作・放送などの業務を委託する株式会社アシスト日南への委託金は、議会生放送、再放送分、年間で500時間で68万2,500円であり、日南町議会本議会、本会議、臨時会、予算決算審査特別委員会の生放送と録画放送業務と、常任委員会については録画放送のみでありました。通常番組編成は、文字放送を含む年間3,000時間で409万5,000円で、議会放送と合わせますと委託料は477万7,500円でした。

委託料が安くなっているのは、議会の実況放送についてカメラの操作は議場で役場職員、書記の方が行い、アシストの社員は音声の調整のみで対応しているとのこと。再放送については翌日1回きりで、編集は行わないで実況放送をそのまま再放送しての対応でした。また、通常番組について、基本音声を含めた文字放送であること、自主放送番組の放送時間は10分から20分程度で、放送回数は1日5回でした。議会放送がある場合は、通常放送の放送時間帯を議会実況放送のない時間帯の3回で流しているとのことでした。

議会の実況放送について、議員の一般質問方式は南部町と同様で、議員の持ち時間30分、一問一答方式ですが、質問者は年間4回の定例会で18人と書いてあり、これを4回の定例会で割

ると5人弱ということになります。また、一般質問に対する町長の答弁が事前に質問者に渡されるため、スムーズな流れで執行部とのやりとりがなされているとのことでした。

株式会社アシスト日南は、社員4人、アルバイト4人の合計8人で構成され、ケーブルテレビちゃんねる日南の番組制作・放送以外に、日南町総合文化センター施設管理・企画・運営、ホームページの作成・管理、電気工事、テレビ工事、写真撮影、ビデオ撮影・編集、郷土資料の古文書・絵図の電子データ化など、多彩な業務をこなしておられる内容から、議会放送等についても手間をかけない人件費の削減に努力をしながら町行政の負託にこたえ、町民の皆さんに理解いただく番組制作・放送に苦慮されている様子がうかがえました。

このたび日南町の議会放送中継について説明を受け、住民団体からの陳情について今定例議会中に一定の結論を出したいと委員で意見が一致いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、南部町議会民生教育常任委員会と南部町教育委員会との懇談会について報告を求めます。

井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田であります。去る4月25日、新たな南部町議会議員での試みとして民生教育常任委員会委員と教育委員会委員との懇談を開催いたしましたところでございます。

民生教育常任委員からは家庭教育推進委員の活動状況、家庭での教育と地域とのかかわり、いじめの問題、どのような子供が求められているのか、不登校の状況、教育と福祉との連携の考え方などについて、幅広く問いかけを行いました。

一方、教育委員からは教育委員としての基本姿勢、家庭・学校・地域との連携の必要性、親と先生との取り組みの必要性、親と子供のあいさつ、長い方で6年間となる保育園児についてどうあるべきか、学校と教育委員会との意見・情報の交換の状況、社会教育主事の配置について、教員が多忙であることにより子供に対する時間が不足しているのではないかと、自立した子供を目指すべきではないかなど、教育行政全般についての取り組み、考え方についてお聞きをし、意見の交換を行ったところであります。

いずれにしましても、今後、議会と教育委員会がさらに緊密に協力し、町の宝である南部町の子供について、お互いに協力して支えていくことで意見の一致を見たところでございます。

以上、報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、南部町議会から派遣しています特別公共団体議会の報告を求め

ます。

細田元教君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（細田 元教君） 南部箕蚊屋広域連合議会に南部町から出ています細田です。5月16日に平成25年第3回南部箕蚊屋広域連合臨時議会が開催されておりますので報告いたします。

本臨時議会は、本年4月30日において伯耆町議会議員の任期が満了となったことに伴い、新たな伯耆町議会議員をもって、副議長、総務民生常任委員の選出、同委員長を選任、議会運営委員の選出、同委員長を選任及び監査委員の選任についてが案件とされました。

副議長選挙においては、投票の結果、伯耆町の幸本元議員が当選されております。

総務民生常任委員会委員には、伯耆町の幅田千富美議員、幸本元議員、乾裕議員、篠原天議員が指名され、委員会での互選の結果、幅田千富美議員が総務民生常任委員長に選任されました。

議会運営委員には、篠原天議員が指名され、委員会での互選の結果、南部町の秦伊知郎議員が議会運営委員長に選任されました。

議案といたしましては、監査委員の選任についてがなされ、乾裕議員の選任が可決されております。

以上で平成25年第3回南部箕蚊屋広域連合議会臨時議会の報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 訂正を一つ行います。先ほど私が報告したところですが、伯耆町のことを誤って岸本町と言ったように思います。岸本町を伯耆町に修正をしておきたいとします。

続いて、議員研修についての報告を求めます。市町村議会議員短期研修について。

景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（青砥日出夫君） はい。

午後1時34分休憩

---

午後1時34分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開します。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山浩でございます。議員研修に参加をいたしました報告をさせていただきます。

去る5月の9日、10日でございますが、千葉市幕張にあります市町村職員中央研修所におきまして開催されました市町村議会議員特別セミナー、並びに5月16日、17日に開催されまし

た滋賀県大津市全国市町村国際文化研究所での市町村議会議員短期研修、これは地方議員のための政策法務、副題が政策実現のための条例提案に向けてという2つの研修に参加してまいりました。

まず、幕張の研修所での特別セミナーでございますが、初日はNHKの日曜討論の司会でおなじみの解説主幹、島田敏男氏による「どう進む 日本政治」、そして、その次に「日本経済とアベノミクスの行方」と題した私たち南部町を取り巻く中央政界や日本経済全体の大きな流れをわかりやすく説明した講演がございました。

2日目には、まず最初に「地方議会の役割と改革の行方」と題した講演でスタートを切りました。本講演では、まず冒頭で本年4月7日に山陽小野田市で実施された議員定数削減の住民投票が市長選挙との同時投票であったにもかかわらず、50%の投票率に達せず不成立となったことを例に挙げて、議会に対する不信感や無関心の現状。しかし、それに反して議会が自治体行政にとんでもなく大きな権限を持っていること。そして、議会として責任を果たすためにはみずから議会改革に積極的に取り組まなければならないといったようなお話がございました。

最後の枠では、東京大学の特任教授の金子氏による「再生可能エネルギーの展望と課題」と題した講演が行われました。福島第一原子力発電所の事故以来、我々日本人が置かれているエネルギー面、特に電力供給面での現状の説明が非常に印象的でした。この問題については、私、今回の一般質問でも取り上げておりますが、再生可能エネルギーへの置きかえは私たち自身にも大変大きな負担や痛みを伴うものであるという、非常に考えさせられる内容がございました。

次に、大津市の研修所での短期研修ですが、この内容は政策実現のための条例提案に向けてとの副題のとおり、議員発議による条例制定のための政策法務と、条例制定のノウハウ、そして、実際の条例立案のグループワークから構成されておりました。議会を取り巻く議論、例えば議員定数や議員報酬の削減は、議会の機能に対する評価の低さのあらわれではないか。住民の意思を反映する住民代表機能や監視機能である議会審議に比べて、政策提言である政策立案が十分に行われているとは言いがたい現状であるという講師のお話が印象に残りました。条例案作成演習では、私のグループは住民参加条例の政策を目指し、立法事実の検討、法的課題の明確化、条例制定以外での課題解決の可能性の検討、条例で規定すべき内容を検討しながら、条例の目的、基本理念、定義、町の責務、町民総参加型のまちづくりの方法、推進体制、附則から鳴る条例案を作成をいたしました。

2日間という、その内容に比べて非常に短期間の研修ではありましたが、今回の研修で議員や議会自身が条例を制定することで、その条例に従って行政が執行されていく、町が動いていくと

いう執行部主導型行政ではない、議会主導型の地方行政の一端をかいま見たような気がいたしました。非常に有意義な研修でございました。

以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第6 報告第1号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、報告第1号、平成24年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長からの報告を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。平成24年度南部町繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり平成24年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものでございます。

はぐっていただきますと、繰越明許費の計算一覧表をつけております。

一般会計でございます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の内訳という格好で記載しております。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、ゆうらく施設整備事業、5,352万5,000円の予算額でございます。繰越額が2,752万7,750円、財源内訳といたしましては、一般財源でございます。

以下、11事業ございまして、計12事業のものを記載しております。内訳につきましては、この表に記載でございます。予算総額でいきますと2億5,589万9,000円、翌年度繰越額は2億2,990万1,063円でございます。財源内訳といたしましては、既収入特定財源が731万円、未収入特定財源が1億3,109万6,000円、一般財源が9,149万5,063円でございます。これにつきましては、2月、3月の補正予算、それから専決予算で承認いただきました事業につきまして記載してございまして、予算額につきましては計上した予算額と同一でございますので、よろしく御審議の方をお願いいたします。

以上、報告申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 以上で報告第1号、平成24年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

## 日程第7 報告第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、報告第2号、平成24年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長でございます。報告第2号、平成24年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書について。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、次のとおり平成24年度南部町水道事業会計継続費繰越計算書を議会に報告するものでございます。

はぐっていただきまして、別紙、繰越計算書でございます。

事業名は、水道統合の関係の水道拡張工事でございます。全体24年度の事業費1億7,911万5,000円、支払い額4,820万2,342円、残1億3,091万2,658円、これにより全額繰り越してございます。1億3,091万2,658円、財源内訳につきましては、右の方の一般会計出資金8,536万5,000円、国庫補助金4,268万3,000円、当年度の留保資金として、当該年度の、286万4,658円、合計1億3,091万2,658円でございます。

以上、説明を終わり、報告いたします。審議をよろしく申し上げます。

---

## 日程第8 議案第44号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第44号、南部町同報系防災行政無線整備事業に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第44号を御説明いたします。南部町同報系防災行政無線整備事業に関する契約の締結について。

南部町同報系防災行政無線整備事業に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容を御説明いたします。1、契約の目的。南部町同報系防災行政無線整備事業に関する契約の締結。2、契約の方法。一般競争入札。契約の金額。1億9,624万5,000円ござい

ます。契約の相手方。広島県広島市中区八丁堀5番7号、パナソニックシステムネットワークス株式会社、システムソリューションズジャパンカンパニー中国社社長、森本修でございます。

以上、御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） この契約なんでありますが、1億9,624万5,000円でパナソニックシステムネットワークス社が落札されておりますが、この見積結果報告書を見ますと、予定価格というのが3億8,640万円。この契約価格というのは、それに対して約45%ぐらいですね。2番目に、2番札が入れられました日立国際電気、これは65%の約2億5,000万。3番くじ入れられました富士通ゼネラルさん、これは75%の約3億円です。今までに類を見ないような非常に値引き幅が大きいと。これは予定価格というのが高過ぎたのか、あるいは無線機器の入札というのは大体こういうものなのか。余りにも予定価格と入札価格が差がありますと、今までの入札価格に対しての不信任感というのが生じると思います。その辺はどういうふう理解してよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。このたびは同報系の無線整備事業ということで、既存のアナログを今回老朽化しているということでデジタル化に整備したというもので改めて御説明申し上げます。

それで、先ほど申し上げられましたこの金額の妥当性ということだと思いますが、こちらは予定価格よりも約半分ということでございますが、これはやはりきのうも申し上げました各企業さんの御努力ではないのかなというふうに思っております。私どもも他の町村なりの金額も拝見いたしましたところ、パナソニックさんは町内、町外での実績も持っていらっしゃいます。例えば八頭町さんであるとか北栄町さん、そういったところでも実績がありますし、それから同じような時期でいきますと岩美町さんの方でも実績がございまして、岩美町さんでもこれも、新聞にも載りましたが、予定が5.5億が約50%、2.7億と若干その住民人口などもよりますが、約半減ということでもございますので、このあたりは企業の御努力ではないかというふうに認識しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 御説明ありがとうございました。確かに企業の努力というぐあいにして片づけてしまえばそれでありますが、しかしながら、予定価格が約3億8,000万です

か、それが1億9,000万ぐらいでできるということになれば、これは無線機器の特殊な状況なのか、あるいは今まで町がたくさん指名入札なり、あるいは競争入札なりをしています競争入札価格の信頼性の根本にかかわるといふふうに思います。もしそうであれば、この予定価格といふのがもっと安くてよかったのではないかといふふうに考えますが、それについてどうですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。この見積もり、予定価格といひますか、設計書をつくっていただいた設計者も実は3社のプロポーザル方式で見積もっていただいております。そのうちといひますか、2社につきましてはほぼ同額の4億前後の同じもちろん仕様でございますが、見積もりをいただいておりますし、それからもう1社につきましては、ちょっとこちらの方は移動系の新しいその防災行政無線のシステムを取り入れるということで約7億の見積もりもいただいております。したがって、3社で見積もりが2社については4億前後ということでしたので、私どもとしてはこの見積もりも妥当であるといふふうに認識をしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 2点お尋ねいたしますが、1点目は、この予定価格とその契約価格の差で設計にきちんと施工がされるというのは当然のことなんでしょうけども、普通は設計と管理をきちんと品質保証するというのが、どうやって今後、施工をきちんとした状態に保つのかということが1点目と、2つ目は最初7社が入札に参加しておられて事前に辞退されたのが4社、入札に最終的には3社ということになった。この経過が結局、最初から勝ち目がないというか、そういうふうな話があったんじゃないかなといふふうに見えたりするんですけども、素人目には、どういふことなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。まず、1点目の今後の施工管理という御指摘でございますが、これは今、御意見いただきましたとおり、施工はパナソニックさんにしていただくんですが、パナソニックさんとは別にその施工をきちっと管理をしていらっしゃるかどうかというものを監督していただくために、またこれ、第三者といひますか、別の会社、企業さんの方に業務委託をさせていただいて、きっちり点検をして完成も見て見守っていただくというようなことを今、予定もしてございます。

それから、もう1点目の辞退の理由につきましては、これはちょっと済みません、当方では承知をいたしておりません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 最終的に長い時間、何十年にわたって安定的に防災行政無線ですから、このシステムがおかしなことになっては、お金が安くてだめだったという話では一番いけないパターンだと思うので、そこのところのきちんとした担保というか、この施工会社が何年保証をしているというようなことはきちんと契約でうたってありますか。

○企画政策課長（矢吹 隆君） ちょっと今、お尋ねいただきました、約款をまた確認させていただきます。ちょっと休憩をお願いしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 休憩します。何分、5分ぐらい。じゃあ、休憩します、2時5分まで。

午後1時54分休憩

---

午後2時05分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。先ほどの御質問であります、保証期間の方は2年間ということでございますので、一般の工事と同様かなというふうに思っております。ただ、瑕疵があればそれはまた別途協議ということになるかと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 同じところですが。私も予定価格と契約価格を見てちょっと驚いたんですが、今回のこの入札の予定価格の公表はあったのか、最低価格の設定はしたのかしなかったのか。最低価格設定するときは、その理由が要るんですね。しなかったときは理由、要らないんかと思いますが、その説明ね。

それから、入札者の辞退については状況はわからないとおっしゃったんですけども、事前辞退が4社、一般競争入札で3社というのは決して多い数ではないと思うんですね。事前辞退のした日にち、わかりますか。向こうから言ってくるわけですよ。

それと、どこで聞いたのかな、このときに事前辞退の理由の一つに、それぞれの工事の設定等が違うのではないかなというようなこともちらっと聞いたのですが、事前辞退のときには理由は要らないのですか。少なくとも入ってきた側については入札をする側にすれば、入札等について手続等を進めていくんですけども、途中で事前に辞退したときのどうして辞退するのかということについては、こちら側から聞かないわけですか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） まず、最初の1点目の最低入札価格ですが、こちらの方は設定はしてございません。

それから、業者さんの辞退の方の日付は今、日にちはちょっと承知は……。4社辞退がございましたが、5月の当日辞退が1社、入札が29日でしたので、前日の28日が2社、それからもう1日前の27日の辞退が1社ということでございます。以上です。（「予定価格の公表」と呼ぶ者あり）

予定価格は公表いたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この予定価格は公表したんだけど、最低価格の設定はしてなかったということは、最低価格は設定してないから、これは5割近くでも企業努力ですよということでも通るということになるわけですね。

次の事前辞退が当日に1社、前日に2社、その前に1社、こういうふうに事前というか、当日も含めて辞退する場合というのは多いわけですか。7社あって、その半分以上が辞退してくるという事態についていえば、少なくとも入札に出す側とすれば、どうして辞退なさるのかというのを聞きたいと思いませんでしたか。ごめんなさい。そうですね、この事態、私たちが今まで入札の結果報告書とか見るんですけれども、そんな入札でしたって続かないわけですね。これについては例えば設計図面について、その設計図等については、この4社については適用できないというふうに言ったのか。ですね。設計が適用できないのではなくて、価格が適用できない。それも関係ない、何も聞いていない、そのことについて再度お聞きすることと、どうして最低価格を設けなかったのかということについてもお聞きしておきます。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。入札についての一般競争入札自体が、南部町で行います一般競争入札は非常に数が少のうございます。病院等では大型の機器等もありますので時々やりますけれども、この場合、やはり辞退ということは当然想定しております。一番難しいのはやはりその設計価格でございまして、7社、国内に一定の受注実績があるとか、または中国地方で受注実績がある、または南部町でこの防災無線でございますので、何かあったときに何時間以内にこの南部町に到着して修理にかかることができるかと、そういうすべてのものをクリアした上で、この価格が先ほど公表しました予定価格の中でやっていただくといったときに、各社の視点や企業の規模、そういうものが微妙に影響してくるのではないかといいに思います。

最低価格を設けなかったのは、この業界の中で、この南部町が一番最後の後発発注の部類にな

ります。合併してデジタル化を求められていましたけれども、皆さんも御存じのように、合併当初、非常に財政状況が厳しゅうございました。会見町がパナソニック、当時のナショナルでございます。それから、西伯町が東芝、これを共闘させるために、広島に当時何回も私が担当しましたので通いました。共通卓ということで何とか認可をいただいて、今は共通卓でデジタルも可能なものをあえてアナログで放送しています。この共通卓をとったのがパナソニックでございます。いわゆる当時、ナショナルとパナソニックが熾烈な競争をして最終的にパナソニックがとったという実態もあります。そういうこともあります。一番最後にもうなって、こういう状態の中で、数限られたこの防災無線の中でかなり熾烈な競争もしたと思います。

それから、この価格でできるのかということもありますけれども、実際はお隣の伯耆町等は1億7,000万程度で南部町と同程度のものを他の業者でございますけれども、立派に仕上げられています。したがって、実績もたくさんありますパナソニックがその技術力をもって立派にこの工事をやっていただく実力は十分あるだろうというぐあいには思っているところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点お聞きします。今、るる説明の中で、保証期間が2年間というのが出てまいりました。大体、物事の物というのは、何でも商品というのは、保証期間中のはあんまり壊れんですね、よっぽどのがなければ。壊れたりいろんなトラブルがあるのは大体この保証期間、終わった後ごろから徐々に出てきますけども、その対応なんですが、保守契約か、それとも随契で壊れたときに直すか。そのときにはまた入札等をしてやるか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。今現在の防災行政無線と同様に、保守契約でこの新しい事業についてもやっていこうというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） わかりました。その保守契約でぜひともするということですが、一つこれも素人の浅知恵かもしれませんが、何で物事を安うに見積もって契約して、後で保守料で結構お金を取って元を取ると。悪い考えですけども、その辺の目ききというか、その保守料の高い、低いを上手にさせていただきたいと思っておりますけども、その辺の。だけん、パナソニックですので、保守を例えば東芝、それは恐らくならんと思うんですね。恐らくパナソニックが補修されるとは思いますけど、その適正価格というのを何とかきちっとしていただきたいということを、

そのようなことを考えておられるかどうかも含めて御答弁、お願いします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。御質問の意図は十分に承知しております。標準的に先ほども後発だと言っておりますけれども、このデジタル行政無線の保守というものは各町、実績は持っておりますので、南部町だけが不利益をこうむらないように十分研究して対処したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点ほどお聞きします。大分いろんな方面から質疑がかかっておりましたので大体わかったんですけども、今現在使われておりますね、防災無線。いわゆるアナログなんですけども、これが相当な年数たって、いよいよかえようということになったんですけども、先ほど細田議員からもあったんですけど、2年間の保証はついていると。その後はいろんなトラブルがあった場合ということなんですけど、一応まだこれが始まって歴史は浅いかもしれませんが、おおよそ業者がいう耐用年数というんですか、大体これぐらいやったら寿命が来得るものですよというようなことがもしあったらそれをお聞かせ願いたいということと、それからパナソニックがこの入札で落札したんですけども、いわゆる工事にかかわることの管理ですね、工事期間の管理。これについてはここがきちっとやって、この価格で全部完成までいくということでしょうか。その2点お聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。御質問の第1点目の耐用年数の御質問でございますが、メーカーさんの方にもお伺いしたところ、やはりバッテリーとかパソコン、そういった電気系統の方は5年から10年ほどということをお伺っておりますし、それからそれぞれの子機とか本当の専用機器ですね、こちらの方は15年から20年ぐらいというような耐用年数を伺っております。

それから、もう一つ、工事期間中の管理、監督というお話、これは冒頭に申し上げましたとおり、もちろんパナソニックさんも技術者を配置されまして点検もいたしますし、それから別途工事期間中に適正に管理をしていただけるということで別途第三者といいますか、別の会社の方にも管理をしていただくような業務委託なりをして管理をしていただくようなことも今検討しているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点質疑かけて1点目なんですけども、結局、子機の場合は15

年から20年あったら、やっぱり取りかえというんですか、更新しなきゃいけないというぐあい  
ということを事前に話しているということで、それは行政側としては腹づもりをされているとい  
うことですね。

ちなみに聞くんですけども、この1個当たりの15年か20年後は値段がわかりませんが、  
今、1個幾らぐらいするもんかということをお聞きします。

それから、もう1点ですけど、工事の監督については別途またということなんですけれども、  
それは結局、この1億9,600万に何がしの上にもっとかかるということで、それは大体どれ  
ぐらい予定されているわけですか、別に。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。1つ目の質問、1個当たり幾らか  
というような積算ではございませんで、1個が幾らかというようなことは今、手元にも持ってご  
ざいませので、申しわけございません。

それから、2点目の管理のことですが、これもこれから契約をする予定でございますので、ち  
よっと今の段階ではまだはっきりはいたしません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第44号、南部町同報系防災行政無線整備事業に関する契約の締結についてを  
採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第45号 から 日程第16 議案第52号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。この際、日程第9、議案第45号、財産の無償譲渡  
についてから、日程第16、議案第52号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正  
予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第45号から日程第16、議案第52号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、議案第45号を御説明いたします。財産の無償譲渡について。

次のとおり町有財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、譲渡する財産。1号、建物。名称は南部町老人福祉施設ゆうらく。所在地、西伯郡南部町落合480番地。構造は、鉄骨づくり一部鉄筋コンクリートづくり3階建てでございます。面積が6,492.52平方メートル。2号、附属品設備一式。

2、譲渡する相手方。西伯郡南部町落合646番地、社会福祉法人伯耆の国、理事長、山野良夫。

3、譲渡する理由でございます。譲渡の相手方は、旧西伯町及び旧会見町が出捐し、設立した社会福祉法人であり、施設開設当初から町と連携し、質の高い事業実施及び良好な法人運営をしてきた。無償譲渡することにより町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれるという理由でございます。

以上、御審議、よろしく願います。

引き続きまして、議案第46号でございます。南部町老人福祉施設条例の廃止について。

次のとおり南部町老人福祉施設条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきまして、条文でございます。南部町老人福祉施設条例を廃止する条例。

南部町老人福祉条例（平成16年南部町条例第107号）は、廃止する。

附則としまして、施行日を平成25年7月1日としております。

めくっていただきまして、議案第47号を御説明いたします。南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、担当課長の方から御説明させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。皆様にお配りしております改正条例新旧対照表の方で御説明をさせていただきます。

新旧対照表の方をお開きくださいませ。

まず、このたびの改正点は、平成25年度分の基礎課税額の所得割の税率と、後期高齢者支援金課税額の税率及び額の改正でございます。若干、これまでの経過を御説明いたします。

平成23年度に税率及び額を改正してから丸2年が経過いたしました。この間、国保会計における保険給付費、いわゆる診療費はほぼ毎年ふえ続け、一向に下がる気配がございません。そして、先人が積み立ててこられた基金は、平成17年度には2億3,500万円あったものが財源不足から必要に応じて取り崩しを行い、平成24年度末には5,500万円に減ってしまっております。その基金も今年度には2,500万円の取り崩しを予定しておりますので、基金残高が3,000万円となってしまいます。本来ですと基金を繰り入れることなく国民健康保険税で賄うこととしなければなりません。景気がなかなか回復せず被保険者の暮らしが安定しないことなどを考え、被保険者の暮らしを支える手だてとして基金を取り崩し、税率をできるだけ低く抑えるよう決断いたしました。このことは被保険者の生活を支援するために負担を少しでも軽減することや、安定した国民健康保険の運営を継続的に維持していくために措置をしたものでございます。

それでは、新旧対照表に戻っていただきまして、まず1ページお開きくださいませ。

1ページ、第3条でございます。こちらの方は基礎課税額、いわゆる医療分の所得割の税率を100分の5.37から5.42といたします。

第6条から第7条の3は、後期高齢者支援金分の税率と額を規定しております。第6条は、所得割の税率を100分の2.43から2.72に。第7条は、資産割の税率を100分の10.67から11.80に。第7条の2は、均等割額を1人当たり9,000円から1万100円に。第7条の3は、はぐっていただきまして2ページになります。第7条の3は、世帯平等割額、いわゆる一般世帯7,100円を7,300円に。そして、特定世帯3,550円を3,650円に。特定継続世帯5,325円を5,475円とするものでございます。

第23条は、国保税から減ずる額を規定しております。7割軽減から2割軽減までを規定し、特に特定継続世帯につきましては解釈の相違があったために改正を提案させていただいております。第23条第1項、イは、医療分の世帯平等割の7割軽減額についてです。（ウ）は、特定継続世帯2,678円を8,033円に。ウの後期高齢者支援金分の均等割を6,300円から7,

070円に。そして、エの後期高齢者支援金分の世帯平等割（ア）、いわゆる一般世帯は、4,970円を5,110円に。（イ）特定世帯は、2,485円を2,555円に。（ウ）特定継続世帯は、1,243円を3,833円に。

そして、2号のイ以下は、5割軽減について規定しております。イの世帯平等割は、（ウ）特定継続世帯、1,913円を5,738円に。そして、ウの後期高齢者支援金分の均等割は、4,500円を5,050円に。エの後期高齢者支援金分の世帯平等割（ア）の、いわゆる一般世帯は、3,550円を3,650円に。（イ）特定世帯は、1,775円を1,825円に。（ウ）特定継続世帯は、888円を2,738円に。

3ページ下の方になりますが、3号のイ以下は、2割軽減について規定しております。はぐっていただきまして最終ページになりますが、イの（ウ）特定継続世帯平等割、765円を2,295円に。ウの後期高齢者支援金分均等割は、1,800円を2,020円に。エの後期高齢者支援金分世帯平等割（ア）、いわゆる一般世帯、1,420円を1,460円に。（イ）特定世帯、710円を730円に。（ウ）特定継続世帯、355円を1,095円に改正をいたします。

以上、御説明を終わり、議案書の方をごらんくださいませ。

6ページでございます。附則といたしまして、1の施行期日としての条例は、公布の日から施行する。2の経過措置として、この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、御審議の方、よろしくお願いたします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。7ページをお開きください。

議案第48号、南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について。

次のとおり南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条文は次でございますけれども、具体的な内容についてちょっと説明させていただきます。第48号は、県の小規模急傾斜地崩壊対策補助金交付要綱及び同事業実施要綱を受けて、町で小規模急傾斜地崩壊対策事業を実施する際の受益者の分担金を定めるための条例を制定するものでございます。この事業は国庫補助事業及び単県急傾斜地崩壊対策事業の対象となっていなかった急傾斜地の崩壊対策を促進するために、県が傾斜度30度以上かつ急傾斜地の高さが5メートル以上のもの、さらに保全人家が1戸以上5戸未満であることなど、小規模のものを対象とするこ

ととしたことに伴って町でも急傾斜地の崩壊対策を促進し、人家等の保全、町民の皆さんに安心して生活していただくために行うものでございます。これまでありました事業がさらに使いやすくなるために制定するというものが趣旨でございまして、その分担金を制定するための条例でございます。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

分担金について御説明いたします。9ページをお開きくださいませ。

別表によりまして分担金の割合をここで定めております。規模によりまして大規模なもの、下記の場合によりましてというぐあいを書いてありますけれども、大規模斜面関連事業（被害の想定区域に高さがおおむね30メートル以上ある斜面の場合）。2番、公共施設関連事業。公共施設があるという場合については分担金の割合を10分の1とするものでございます。

その上にかつ以下の条件がさらに加わった場合には、10分の0.5の分担金とするというのが下の四角の中でございます。大規模斜面関連事業で被害想定区域内に高さがおおむね30メートル以上があるということ。それから、2点目が……（発言する者あり）失礼しました。もう一度もとに戻らせていただきます。

まず、条文の10分の1の負担金につきましては、1または2、どちらかの条件がかかわればこの10%の負担金。両方とも、1がかつ2だった場合には、さらに補助率が上がりまして10分の0.5ということになるというものでございます。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。議案第49号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）でございます。

---

議案第49号

平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）

平成25年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,889,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月14日

南部町長 坂本 昭文

平成25年6月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

8ページの方にお進みください。

歳出の方から御説明申し上げます。歳出の方で、主な事業について説明させていただきます。

2款総務費、1目一般管理費でございます。19万8,000円を補正いたしまして、3億4,186万2,000円とするものでございます。主なものといたしまして一般管理費の事務費の中の旅費がございしますが、これは職員が4月に県の方から来ました関係で、その移転旅費が主でございします。

それから、7目の財産管理費でございますが、15万8,000円を増額いたしまして、9,414万5,000円とするものでございます。この内訳といたしまして主なものは、ふるさと交流センターの管理事業がございしますが、これは金額に増減ございせんが、従来エアコンの修理を備品購入費の方で、機器が主だということで備品購入費で組んでおりましたが、工事関係がかなりかかるということがございしますので、工事請負費の方に組み替えてもらうものが113万1,000円ございします。主なものはその内容でございします。

16目の企画費でございます。117万6,000円を増額いたしまして、4億858万9,000円とするものでございします。主なものといたしまして太陽熱利用機器導入事業75万円でございますが、これは今までは太陽光発電と太陽熱利用を一体の場合に補助をしておりましたが、県の方の要綱で太陽熱だけということもできるようになりました関係で、それを分けて75万円を別に設けるものでございします。次の鳥取県西部地域企業立地促進事業でございますが、県西部の方に進出いたしました企業に町民の方が勤務をされた場合、1年を超えた場合に補助金を交付するという事業でございます。30万円の予算を計上しております。

次の17目の地域自治振興費でございます。283万6,000円を増額いたしまして、7,272万6,000円とするものでございします。主な内容といたしましてコミュニティ助成事業ということで、天津の振興協議会の方へ除雪機の補助を行うものでございします。

諸費といたしまして139万7,000円を増額いたしまして、522万円とするものでございします。主なものといたしまして建設課の償還金でございますが、これは交付金の精算によりまして返還部分が出ましたので、その分を返すものが主なものでございします。119万8,000

円でございます。

はぐっていただきまして3款民生費の4目高齢者福祉費でございます。1億6,257万1,000円を増額いたしまして、4億3,800万8,000円とするものでございます。主なものといたしまして介護サービス事業特別会計繰出金ということで、先ほど議案の提案に出ましたがゆうらくの関係を施設譲渡の関係で譲渡した場合、起債償還が必要になってくるということがございますので、その分の金額を介護サービス事業特別会計の方に繰り出すものでございます。このもとにつきましては、現在減債基金の方に積んでおるものから出すものでございます。

それから、3款民生費の1目生活保護総務費でございます。63万円増額いたしまして、2,780万円とするものでございます。これは生活保護の基準が変わりました関係でシステム改修が必要となりますので、その改修費でございます。

それから、農林水産業費の8目畜産業費でございますが、153万2,000円を増額いたしまして、914万4,000円とするものでございます。これは和牛増頭対策推進事業の方で工事費の方が上がるということがございまして、その分の関係で補助額の方をふやすものでございます。

次、10ページの方でございますが、農林水産業費の2目林業振興費でございます。1,500万円を増額いたしまして、6,380万7,000円とするものでございます。これは緑の産業再生プロジェクト事業ということで、レングスの方が木材加工の機械をこのたび補助で新規で入れられますので、その分に助成するものでございます。

それから、7款の土木費、1目道路橋梁総務費でございます。61万2,000円を増額いたしまして、99万4,000円とするものでございます。これは町道未登記箇所の部分の解消ということで、その委託料でございます。

それから、8款の消防費、3目の災害対策費でございます。25万2,000円を増額いたしまして、545万5,000円とするものでございます。災害対策事業と書いておりますが、南三陸町に派遣しております職員の報告等によります帰省に係る費用、旅費を計上するものでございます。当初、予定を2回しておりますので、不足分をここで上げさせていただくものでございます。

それから、9款の教育費の2目事務局費でございますが、これは100万円を増額いたしまして、9,575万9,000円とするものでございます。県との共同による学力向上推進事業ということで、法勝寺中学校区の方で実施するというものでございます。はぐっていただきまして11ページでございますが、同じく子どもの体力向上推進モデル校実践事業ということで、これ

は会見小学校の方で事業を計画しているものでございます。

それから、9款教育費の3目文化財保護費でございます。53万3,000円を増額いたしまして、4,273万5,000円とするものでございます。これは祐生の記念館の活動事業ということで、現在、安部朱美さんの人形展を行っておりますが、その関係で盛況に行っております。監視員の監視の謝礼とか、あるいは安部朱美さんへの謝礼というものを組みさせていただいております。

6ページに戻っていただきまして、歳入の方を御説明申し上げます。

13款使用料及び手数料でございます。3目の教育使用料でございます。これは先ほど申しましたが、安部朱美さんの人形展の関係で入場料がふえますので、その分を補正させていただくものでございます。53万3,000円を補正し、148万3,000円とするものでございます。

14款国庫支出金の2目の民生費国庫補助金でございます。セーフティネット支援対策等事業費補助金ということで、これは生活保護の関係のシステム改修に係る費用でございます。その分を100%もらいますので、63万増額いたしまして、1,295万2,000円とするものでございます。

6目の総務費国庫補助金でございます。9,434万4,000円を増額いたしまして、9,434万4,000円とするものでございます。これは地域の元気臨時交付金でございますが、水道統合事業の方に充てるということで転換の話をさせていただいておりますが、額が確定いたしました関係で今回補正をさせていただくものでございます。

それから、15款の県支出金、1目総務費県補助金でございます。57万4,000円を増額いたしまして、6,182万7,000円とするものでございます。主なものといたしまして鳥取県家庭用発電設備等導入推進補助金ということで、太陽熱の利用の分での補助金でございます。これが35万円でございます。

4目の農林水産業費県補助金でございますが、1,964万1,000円を増額いたしまして、1億7,385万円とするものでございます。主なものといたしまして緑の産業再生プロジェクト事業補助金、先ほど申しましたレングスの方の機械補助でございます。それから、全国植樹祭の沿道森林景観対策事業費補助金ということで、これは当初予算の方に組みさせていただきましたが、そのときには補助対象になるかどうかとどうちょっとまだ決定いたしませんでしたので、今回決定ということで上げさせてもらうものでございます。枯れ松の除去の事業でございます。

それから、5目で教育費県補助金で100万の増額で、1,484万7,000円でございます。先ほど申しました法勝寺中学校、あるいは会見小学校での事業実施の分の補助金でございます。

す。

18 款の繰入金、1 目財政調整基金繰入金でございますが、5,000 万を減額いたしまして、5,000 万とするものでございます。これは元気臨時交付金ということで入ってきましたので、その分の関係で財政調整基金の方で計上しておりましたものを減額するものでございます。

それから、減債基金の繰入金でございますが、1 億 6,068 万 1,000 円を増額いたしまして、4 億 7,068 万 1,000 円とするものでございます。介護保険サービス特会の方へ繰り出すために減債基金の方から繰り入れるものでございます。

はぐっていただきまして 7 ページでございますが、諸収入の雑入でございます。4 目雑入の中で、873 万 7,000 円を増額いたしまして、8,936 万 9,000 円とするものでございます。主なものといたしまして南三陸町派遣職員の給与等負担金ということで、派遣職員 1 名分の金額 564 万円、それからコミュニティ助成事業助成金ということで、天津地域振興協議会の方に除雪機の補助ということで来ます 250 万が主なものでございます。

21 款町債でございますが、4 目衛生費でございます。水道統合事業の方で 4,710 万円を減額いたしまして、1,540 万円とするものでございます。水道統合事業の方で起債で予定しておりましたが、先ほど申しましたように、元気臨時交付金の方であてがうことになりましたので、この分を減額させていただくものでございます。

4 ページの方に返っていただきまして、地方債の補正でございます。

変更でございます。起債の目的は、水道統合事業。限度額を 6,250 万円から 1,540 万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、すべて同じでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長でございます。

---

議案第 50 号

平成 25 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度南部町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,310 千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ54,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成25年6月14日

南部町長 坂本 昭文

平成25年6月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

開いてもらいまして歳出の方から説明したいと思いますが、5ページでございます。5ページの歳出、下の方にあります。

浄化槽工事費、5人槽1基と7人槽7基ということで、これは当初5基予定しておりましたが、既に4月の時点で6基の希望がありまして、これを増額5基、合わせて10基になりますけど、補正増額するということです。工事費といたしましては、631万円でございます。合わせて1,273万2,000円。

上の歳入につきましては1の分担金で、補正額111万円の補正をいたしまして、計で266万8,000円になります。

町債にいたしましては補正額520万で、計で520万、合わせて631万円ということでございます。

なお、事業説明につきましては、事業説明書の28ページをまたごらんください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、当該前年度末が2億3,920万円、当該年度520万円、今年度償還が736万2,000円、今年度末で2億3,703万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第51号でございます。

---

議案第51号

平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成25年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成25年6月14日

南部町長 坂本 昭文

平成25年6月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

3ページをごらんください。

歳出。総務費の款項目の維持管理費の増額でございます。増額は、需用費123万2,000円の増額でございます。これは東西町汚水ポンプの2台のうち1台が故障しましたので、この修理費として上げたいと思います。それに伴い、委託料を123万2,000円減額するというもので、合わせて合計でプラス・マイナス・ゼロでございます。補正額はゼロで当初と変わらず、7,030万9,000円でございます。

歳入も変わっておりません。

なお、事業説明書は29ページでございますので、またごらんください。

以上で説明を終わり、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

また、先ほど議案第50号の説明で説明不足だった箇所がありまして、浄化槽整備事業の特別会計の3ページをお開きください。

第2表、地方債。起債の目的、浄化槽の整備事業で、限度額520万円。利率は5.0%以内。償還方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるという、520万円の起債、6月で借りるようになりましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。議案第52号、御説明いたします。

---

議案第52号

平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度南部町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,682千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月14日

南部町長 坂本 昭文

平成25年6月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

このたびの補正予算は、国、県とゆうらくの財産処分の手続が承認され、施設譲渡が可能になりましたので、財産の無償譲渡議案とあわせて地方債を全額繰り上げ償還するよう、補正をお願いするものでございます。繰り上げ償還は、9月初めの定期償還とあわせて行う予定にしております。

では、議案書の4ページをお開きください。

歳出から説明いたします。1款公債費、1項公債費、1目元金でございます。2億7,062万円を増額して、2億9,921万7,000円とするものでございます。

次に、2目利子でございます。141万7,000円を減額して、150万4,000円とするものでございます。

次に、予備費でございます。繰り上げ償還の財源とするため、全額を減額させていただいております。

次に、上段の歳入でございます。

1款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。これは当初予算で端数を切り捨てていたものをちょっと切り上げた方がよいということになりましたので、1,000円を増額して、1億4,040万円とするものでございます。

次に、2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金でございます。1億6,068万1,000円を追加するものでございます。この財源は、伯耆の国から平成23年度末に寄附していただいた1億8,000万円の一部でございます。

次に、5ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における

現在高の見込みに関する調書でございます。

9月に繰り上げ償還を行い、年度末の残高はゼロ円となります。

以上、説明を終わりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入りたいと思いますが、ここで休憩をいたします。再開は15分といたします。

午後3時01分休憩

---

午後3時16分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

これより、議案に対する質疑に入りますが、質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

以降、議案順に質疑を行います。

議案第45号、財産の無償譲渡について。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第45号の町有財産の無償譲渡についてですけれども、老人福祉施設ゆうらくを伯耆の国に、これは議案としては平成25年6月決というふうに議案はなっていますね。実際上は7月1日付で老人福祉施設条例の廃止は、附則で7月1日から施行するんですから、その間の間は行政財産が継続しているわけですよ。そのところで、行政財産であるものを譲渡することはできないということに対して、全協で健康福祉課長に尋ねたところがよそでもやっているのだという答弁だったですね。私、その法律上の根拠をきちんとしておいていただければと思います。それが1点です。

それから、もう1個、このもう一つ、議案の中に出てくる、無償譲渡することにより、町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれるという譲渡理由が書き込んでありますけれども、こういうことが言える根拠について具体的に述べていただきたいと思います。今回は老人福祉施設条例も廃止することに議案は提出されていますけれども、この老人福祉の設置ということで、第1条、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図るために南部町老人福祉施設を設置すると、こういう高い設置目的を明確にして町が責任持ってこの施設をつくってきたんだということをうたっているわけですね。それ

を今回、なぜ町が責任持たなくするのかというあたりを、私、納得できないもんですから、十分な説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。これまでもゆうらくの譲渡の問題につきましては、かねてこの議場で御議論をいただいたと思っています。

平成23年の8月に、町長が全協の場でこの問題に対して、まず発端を出しました。それはグループホームを建設するに当たって、南部町内の中で認知症が非常に急激にふえている。家庭での介護という問題にはもう限界がある。他町にあるようなグループホームをぜひこの町内でもつくりたい。本来であれば、南部町がゆうらくをつくったわけですから、南部町がグループホームをつくるというのも一手であるが、福祉法人である伯耆の国が手を挙げてくれたんだと。場所はやはりゆうらくの敷地が適当だろうというこの発端の中で、土地、町有地の上に伯耆の国の財産であるグループホームを建設、そういったことにまず方針を説明し、将来は土地の譲渡、それからゆうらくという建物も譲渡して、伯耆の国の福祉というものをさらに進めて、町民の福祉を向上させようということを行ったのが発端だったというぐあいに思います。

その中で、現在に至るわけでございますけれども、上のもの、建物と土地というものは一体に譲渡するというのは、そのときからの一番それが理想だということは我々とも理解したところで。しかし、グループホームの建設、それから将来の方針として議会の皆様にお諮りし、全体の中で、じゃあやっぺいこうではないかという御議論をいただいたのが、この議会の中のこれまでの経過ではなかったかと。一点一点は非常に矛盾点もあるかもしれませんが、全体の総枠の中では建物とゆうらくの土地というものを一体に考えて将来の福祉を支えていこうという御議論だったというぐあいに思っています。ですから、その点を踏まえれば、何ら矛盾点はないというぐあいに思っているところでございます。

それから、もう1点の、じゃあさらなる充実として何を求めているのかということでございますけれども、まさに今、言いましたそのグループホームは端的な例だと思います。その時代時代に合った高齢者福祉というものは必ず変化をしております。今、グループホームですが、今後はもっと違った重層的な福祉というものが必要になるかもしれません。在宅を支えるようなそういう福祉についても、南部町内でこういう事業をしているところといいますのは、あの法人しかないわけでございます。さらなる発展と充実によって、南部町の高齢者福祉はさらに発展するというぐあいに私どもは期待しておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 法律上の根拠……（「法律の根拠、言ってない」と呼ぶ者あり）

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。法的な根拠ということでございますが、この議決につきましてはここに書いておりますように、地方自治法第96条第1項第6号でございます。これは読みますと、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。その中で、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることというのがございます。無償ということでございますので、これに当たるということで、これをもとに今回の議案を出すものでございます。

これは公有財産を処分するということに対しての議決でございますので、日にちについては別途契約等で結べばいいと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、ちょっと今の総務課長の答弁では納得できないんですけどね。日にちがずれても決議が先で処分するのは実際には7月7日に無償譲渡になるんですね、決議が先で。その間は行政財産だというその辺の認識は共通できるわけですね。あとは、それが処分の仕方として妥当かどうかという、一つその辺が、疑問が私は残ります。

それと、2番目に質問しました、町がつくって、町が責任を持って設置した施設を社会福祉法人に譲渡することが町のこのさらなる充実というのは、伯耆の国の立場に立ってはそういうことは言えるのかもしれませんが、町が責任を持って福祉の施策を今までは進めてきたんだと思うんですよ、両輪といいますか。それを手を放してしまうというふうに言えませんか。私は、町がきちんと育てていくというか、そういうのを町民は望んでいるのではないかと私は思いますけれども、それに対しての見解を求めます。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。法人としてやっていることは、これまでさらにこれからの発展というものを期すというぐあいに、おんぼらとした言い方が御不満だったかもしれません。伯耆の国自体が町が設立した法人なわけです。その法人の設立趣旨というものは、今後法人が存在する限り変わるわけではないわけです。我々執行部も、それから議会も、そのときに伯耆の国を設立して南部町の福祉を増進していこうという趣旨は、これからも脈々と受け継がれていかななくてはならない法人の一番骨格になるものでございます。これは米子市のそういう趣旨を持っていない法人とは一線を画すものでございます。中の理事の方、それから評議員さんも明確にはわかりませんが、町を構成する男女の一定の皆様方がこの南部町の福祉というも

のを考えながら運営されているというぐあいに聞いております。ですから、一番当初から我々が南部町の福祉というものを考えたときと何らこれは変わらないと。さらに法人ができずに、これはやはり行政がしていかなくちゃいけないというサービスがきっと出てくるかもしれません。そういうものにつきましては、行政がこれまでと同じように補助であったり、それからまたは、それでも足りないということであれば、新たなサービスという展開をまた考えていくということで、南部町の福祉というものを補完していく必要があるというぐあいに思っています。いずれにしても法人の性格は変わらない。発展するための一つの試算というものもしっかり出てきましたし、設立10年という節目の中で、これは大きな機会になるというぐあいに思っていますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点目、植田議員が聞いた法的根拠に第96条第1項第6号の規定を出されたんですけども、第96条第1項第6号の規定で普通財産の処分できるんですか、そこを聞いてみます。第96条の財産の処分で普通財産できるのか、そこですね。

それから、先ほどの全員協議会では、建物が、土地が使っているのでそれ行政財産なので、なかなかできないので議会ではそのまま譲渡するけど、7月1日まで持ち越すのだと。議会におっしゃいましたが、土地のときにはどんなふうになさいましたか。土地の行政財産用途廃止決議書は、2月の27日に出ています。これも譲渡のときに大事なので聞いておきますが、このときに行政財産用途廃止の決議は財産管理者が財政担当者に合議しなければなりません。この場合、財政担当者とはだれのことを言うのか、それから財政管理者とはだれを言うのか、これもちょっとお聞きしますね。そういう文書がちゃんとあるのかどうかということをお聞きしますから。

それから、先ほど言った第96条の第1項、これと関係するんですけども、言っているのは普通財産のまま議案にかけていいという法的根拠はどこにあるかって聞いているんですよ、それを端的にお答えください。

2つ目の問題は、先ほど言った、ここで書かれた財産の無償譲渡で、法人が10年たとうがどうしようが法人のこと言ってるのと違うんですよ。町が無償譲渡をしようということに当たって、町の譲渡する理由は何かということを知っているときに、これは全員協議会でも他の議員からもありましたが、無償譲渡することにより町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれてくる。なぜ何回も聞くかということ、ほかの議員もそうですが、今までどうやってきたかということ、法人が資産形成することが福祉の充実にとってよくなるんだ、自立を支えるのだ。町にとっていえば、建てかえ費用が要らなくなるからその方がメリットがある。こういう言い方してき

たんですよ。それで、町のメリットとしては何かということになったら、そういう部分は空中分解しちゃって町の福祉施策に沿った事業のさらなる充実だっていうんです。納得いきませんよね。法人の問題いいです。法人が米子にある法人と一線画すというの、ちょっとそれ横に置きましょう。町が今回無償譲渡するメリットは何か。メリットも言えなかったら譲渡する理由ですよ、根拠を言ってもらえませんか。総額22億のお金が6億の中身も土地代も入れたお金をつかって渡してしまうわけですよ。それに、ほかの議員の指摘もありましたけれども、民営化がいいといいますが、もう民営化しているんですよ。何も変わらないというのであれば、今回変わるのは民営化の形態は変わらないけども、資産だけが法人に行くということだということをお認めになられたということですか。そういうことになりますよね、町長。これは委員会では町長に聞けないので、この点についてぜひお聞きしておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど普通財産譲渡はできないと言われたんですが、これ行政財産の間違いですね。いいですね。そういうことでないかと思いますが、確かに行政財産というのは処分できないというのがございます。普通財産でなければできない。そのために土地の場合は普通財産に変えているということでございます。今回建物はまだ現在行政財産でございます。これは間違いありません。行政財産ですから現状では処分はできませんが、今の話で廃止条例の方にもありましたが、期日を結局、7月1日という日にちを今、想定しているわけですが、そこにおいて行政財産の切りかえもし、あるいは売買契約も行い、やっているかと思っているわけです。その場合はどうしても準備等、必要でございますから、事前に議会の方の譲渡するということに対しての承認をいただきたいということで、今回出しているわけでございます。

それから、決裁の関係がございましたけども、決裁文書というのは当然でございます。担当者は担当者でございますが、財政担当といいますのは財政の係の者でございます。管理者はだれかといいますと、総務課長になるんじゃないかと私は思っておりますけども、最終的には町長の方が決裁いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町の福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれるという意味について、お答えをしておきたいと思っております。先ほど副町長が申しあげましたように、この無償譲渡については伯耆の国がグループホームを建設をすると、こういうところに端を発しているわけでございます。伯耆の国がなかった場合には町が財政負担をしてでも建設をする必要がありますけ

れども、伯耆の国が事業を現に行っておるということや、また介護の現場などから認知症のグループホームを強く、この南部町になければならないのではないかとすることを主張なさっておられました。そういうことで伯耆の国と協議をして、伯耆の国でやっていただくことになったわけです。伯耆の国で約2億円かかっておりますけれども、伯耆の国でやっていただきましたので、町は財政出動をする必要がなくなりました。2億円の負担が要らんようになったということでございます。

町の社会福祉施策に沿ったといいますと、結局、民間でできることは民間でやっていただいた方がよいと、こういう考え方です。副町長も申し上げたように、新たなまたサービスが発生するかもわかりません。伯耆の国とか、あるいはまた別な法人がそれをやっていただければ、それはそれで結構じゃないかと。補助をしたり、いろいろ支援をしていけばいい。しかし、取り組まなかった場合には、どうしても必要なサービスで民間でだれも取り組んでいただかなかつたらば、これは町がせんといけんと、必要なサービスを提供せんといけんと、こういうことであります。したがって、町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実に大いに寄与すると、このように私は思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど普通財産と行政財産を間違えました。町長、この条例の議案第45号は総務課長もお認めになるように、現状のままでは現状の町有財産を無償譲渡する議案ということについてはできないのですよ。それで、7月1日付をもってと言いますが、この議案には7月1日も何も書いていない。ということになれば、今回の議案に付してくるのは、これは地方自治法並びに財務規則から言ってもこの提案の仕方には不備があると、こういうふうを考えざるを得ないのですが、その点についてどうかということ。少なくとも経過として公有財産を処分するときは非常に、行政財産ですね、特に。行政財産を処分するに当たっては、用途廃止等についても1人で決めないで、先ほど言った財産管理や財政の担当者が合議をして決めなければならないと書いてあるように、さまざまな手続を経て普通財産にして、それからいわゆる一般競争入札で普通財産を処分していくというのが大原則なんですよ。それをそういう手続もなさらずに、少なくとも今のところ町有財産を無償譲渡と言っても、今、現行、行政財産である限りの町有財産を無償譲渡するようなことは地方自治法にも財務規則にも触れるのでできない。この点に立つべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。7月1日といっても中には一つも書いていない。議案に書いていないものは幾ら説明しても通らないと思いませんか。まず1点目がそれですね。

それから、2点目は、町長は社会福祉施策に沿った事業と言ったんですけども、民間でできることは民間でしたらいい。もう民間でやっているじゃないですか。伯耆の国、民間でしょう。建物を町であるか伯耆の国に持っていくような話で、民間にしようってもうできているわけですよ。今、言っているのは、総額22億もかけた町の財産を6億足らずのお金ですね、5億幾らかのお金で伯耆の国に持っていくことが町にとってメリットがあるということを示してくれて言っているんですよ。どうして町の建物が伯耆の国の建物になることによって町の福祉が充実すると言えるのか、そういう根拠を示していただきたいと言っているんですよ。残念ながら、今までの話聞いていてもグループホームを建てたから、これはグループホームに土地だけ渡せばいいことであって、何ら理由になっていないわけですよ。

それと、もう1点をお聞きしておきますのは、これは町長にお聞きするんですよ。本来、指定管理や民営化を導入するときには町の財政負担の軽減が一番にいうわけです。民間のノウハウを使って運営をしてもらってやっていくというのが本当のあり方ですよ。であれば、赤字のところを大変だからどなたかに助けてもらおうとって、例えば緑水園の株式会社を町じゃなくてよそに持って行くというのはまだわかるんですけども、伯耆の国は町長お認めになったように、平成24年度だけでも1億2,000万でしたか、確かめてもらって、24年度で4,000万円のグループホーム建てかえの補助金も含めて、1億2,000万の黒字が出ているというふうに言っていました。住民から見たら介護保険料は取られるけれども、施設とすれば唯一介護保険で潤ってきているのが特別養護老人ホームなんですよ。だから、多くの町民がそういうもうかっているところをどうして財政の効率化とって、もう民営化しているのに建物を伯耆の国の法人に持っていかないといけないかと、こういうこと言っているんですよ。だから、それに町長はきちんと答える。譲渡する理由がどう町民にメリットがあるのかということと言わないといけないと思いませんか。その2つを求めます。だから、この条例は通らない。課長は委員会で聞けるよ。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど申しましたように、日にち7月1日ということでございますけども、ここに書いてはいないわけでございますが、この中ではあくまで公有財産を処分するという内容のことを審議いただくという立場から、日にちのことは入れておりません。

それから、先ほど議決の関係で質問を1点申されたかと思いますが、もう1個ありましたですかいな。このことと……（「いや、それだけ」と呼ぶ者あり）これだけだったですかいね……（「課長には委員会で聞くから」と呼ぶ者あり）ちょっと私が勘違いしておったです。申しわけ

ありません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。メリットを示せと言っているとおっしゃいますけれども、先ほどもお答えしましたように、町はグループホームを建設せんでもよい、財政出動しなくてもよい、2億円の少なくともメリットはあったというように思っているわけです。

真壁議員にも何度も言うておりますけれども、お聞き入れいただかんようですけれども、伯耆の国はもうけているというようなこともおっしゃいましたけれども、借金もあります。4億円ぐらい借金しております。そのことも一緒に言っていたかんと町民の皆さんには誤解を与えるのではないのでしょうか。伯耆の国はお金が直接ございませんので、その土地を担保に銀行から借金をして建設をしていただいております。（発言する者あり）いや、そうじゃないですが。ですから、民間で現にやっているということをさっきおっしゃいましたけれども、民間でそのような財政運営をやりながら、やりくりをしながら、町の施策に沿った対応をしていただいております、結果として南部町のためにはなっておるというように思っております。

それから、23年の8月ごろの全協でお話しをしてから、その都度議会ですと質問をいただきまして、24年の3月議会でこのような全容を議会にお話しをして、本当は土地と建物が一体が一番いいのだけれども、譲渡については修繕費などの協議が整わない、間に合わない。それから、もう1点は、繰り上げ償還の問題もわかりませんでした。補助金返還になるのではないかというような不安もございました。

それと、もう1点は、グループホームを建設するための補助事業というのがあります。国の補助金もいただいてこれ、建設しておりますけれども、この補助事業の期限もあったわけです。できたら補助金をいただいて早く申請をしてグループホームを建設をする。その方が町にとってもいいわけですから、そういう事情があってとりあえず土地の方を先に譲渡して、そして、土地を担保にお金を借りて建設をしていただいたと。これをすぐそれは伯耆の国のことだとおっしゃいますけれども、そういう流れというものをその当時説明をしましてわかったと、了解したということを書いていただきましたので、議決をいただいたわけですから土地は譲渡し、そして、できるだけ速やかに建物も譲渡しなければいけないという義務が発生しているわけですから。できるだけ速やかにと書いておりましたが、修繕の協議も整い、それから上手に補助金も受けられて建設を去年やったわけですね。24年度に建設もできたということでもあります。それで、国や県の補助金の問題や起債の繰り上げ償還の問題を心配しておりましたけれども、国は非常に届出だけでいいということ、県も直ちに承認をいただいたということで思わぬ早くなりましたので、長引か

せて利子を余計払うよりも速やかにそういうことが決まったからには、上程して御理解をいただいた方がいいと、こういうことでお願いをしているわけでありまして、筋はちゃんと通っておりまして私なりに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2つほど、ちょっとお聞きします。全協でいただいたゆうらくの無償譲渡についてという議会説明資料で、これで見ますと言葉で説明があったんですが、普通財産の譲渡の決議書、これは7月1日付で。そして、町有財産の譲渡契約も締結が7月1日ということで、先ほど来、行政側の方からのあれで、そのために6月のこの議会に、いわゆる譲渡のこの無償譲渡についての議案が出ました。私は、法的なというんですか、優先順位というかどうか、言い方がなかなか適当な言葉が……。契約よりもまず議会の議決が先でしょう。だから、議会の議決の方が優先でしょう。であるなら、ここで契約が7月1日にされたいというのであれば、ということで決議書を7月1日にやられるということであれば、その中の普通財産にするという決議書やられてから、それで普通財産にしましたので譲渡の議案を出しますという、これをやるのが当たり前じゃないですか。議会軽視も甚だしいということ。決まってないものをやるというようなことをやるべきではないし、もともと私は譲渡することについては異議があるんだけど、そこで聞きます。

もう一つ、この譲渡の理由で、無償譲渡にすることにより町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれるということがあるんですけども、これ、町があそこを、建物を所有したらできない規制でもあるんですか。それで、伯耆の国が持ったらそういうことは規制がないのでできると、さらなることができるという、そういうことが具体的なことを説明してください。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長です。決してこれまでの説明した上に議会軽視とかそういうことではございませんでして、議会の御承認をいただいた上でまだ用途はあるわけです。6月の末日までは公の施設としてあの管理を責任を持つのは南部町が責任を持って、7月1日の時点で同時に普通財産にして法人の方に渡さなければ、そうしなければ宙に浮いてしまったこととなりますよね。例えば今普通財産にしてしまった場合に、だれが管理する責任が生じるのかというような問題が出てくるわけです。ですから、1日の間もなく例えば今、きょう契約をして、きょうの議決をもって、きょうしますというようなことでは可能ですけれども、それをあえて時間を設けて今議会にかけて7月1日という日にちを設けて少し時間がありますので、その日を設けて同時にかえさせていただきたい。そうすれば、責任の所在というものはきちんと引き継がれるという

意図を持ってお願いしているところでございます。

それから、福祉の増進、無償譲渡によってさらなる充実ということを何度も言われます。理念的な話だとか、そういう伯耆の国がさらにこの10年間で一定の資産を設けてやっていただくということは、もう十分御理解いただいたと思いますので、これまで何遍も議論していただいたような、では仮にこれを南部町が持って指定管理とした場合であれば、例えば私も病院の経営に携わりましたけれども、病院のベッド1つ、あのベッド1つを皆さんに御協力いただきました。ベッドが大体30万ぐらいたします。耐用年数が10年、現在できて10年たちました。皆さん御協力いただいて大変ありがたかったですけれども、ベッド1台30万のものを例えば100台かえるだけでも相当なお金が要るわけです。これを行政の資産とするのか、この資産としてゆうらくがこれからこれを減価償却しながら収益を福祉の中で回していくのかということを考えれば、行政は今、そういうことをせずにもう少し違ったサービスの展開もできるのではないかと、いうぐあいに思うわけです。これは今まで皆さんとずっと御議論していただいた点でございます。建物もそうです。建物、今の資産価値というものは、私はここで今、あの10年たった建物が20何億かかっていますけれども、10億の価値があるのかどうかもよくわかりません。わかりませんが、これを算定して減価償却をしながらゆうらくはこれから将来に備えていかなくちゃいけません。でなかった場合には、南部町はその責任を持って一定の耐用年数が来たときには補修をかけながら建て直していくと。やっていることは真壁議員が先ほど言われたと同じことなんです。ゆうらくという福祉法人に南部町の福祉の重要な部分をお任せして責任を持ってやっていただく。そのためには、やはりここの資産をお任せして優良な福祉の経営というのが語弊があるかもしれませんが、それを回していただく。そして、その対価としてさらに南部町の住民の福祉が向上すれば、これほどいいことはないのではないかと。それがまた今一番いいチャンスではないかと思うんです。10年で国の方も二つ返事でこれに対してオーケーをいただきました。思わぬほど簡単だったというぐあいに担当課からも聞いております。国の流れもそういう方向を向いているようでございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、副町長は宙に浮いてしまうというようなことを言われたんですね。私は、ゆうらくがもちろん行政財産で、あの建物があるわけです。それが普通財産になってしまったら所在の何か宙に浮いてしまうようなこと言われたんですけども、しかし、指定管理を管理者として今ずっと今までやっているわけなんですよ。来年の3月までですか、指定管理の契約結んでいるわけですね。ということであれば、別に今、ゆうらくに譲渡したって、それで、

先に……。言い方が違った。先に7月1日に普通財産にしてしまって、それで宙に浮くというんで、宙に浮いたら何か営業ができんようなこと言われるんだけど、指定管理としてちゃんとなっているんだから、行政財産から普通財産に変わったからといって何も事業ができないということはないと思うんですけど、その点についてどうですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。指定管理であればいいじゃないかということですが、指定管理は行政財産でないといけないということです。普通財産に変われば指定管理はおのずと消滅という格好になります。ですから、空白の期間ができるという説明をしたのはそういうことでございます。行政目的に沿ったものを出すということでございますので、そこで矛盾が生じるということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ちょっと2点ほどお聞きしますが、まず1点、今も亀尾議員が言われましたように、議会の承認もなしに普通行政財産を普通財産に今みたいにできるのかどうか。今回はそうするために議会に前もって議案として出されたと私は理解していますが、それをなしに町長とそういう財政、今、真壁議員が言われましたように、法的根拠、自治法96条云々と行政財産、普通財産、財政担当者、財政管理者等で協議して簡単にできるものですか。それがわかったとき議会が後で知って、それこそあんなたち、わしらに何も言わずにしたんじゃないかという議会軽視になるような私は気がしますが、その辺のことをちょっと確認していただきたいということと、もう一つ、真壁議員が22億の建物を6億で売ると、買ってもらうんですね。売っちゃうのか、ただでやっちゃうんだね、あと。そういう意味ですけど、この最初の全協でお聞きしましたら、起債のあと残が約6億ですね。そういう意味ですね。22億、建ってますけども、その中にゆうらくから使用料、寄附金という形でいろいろ金が入って、きちっと。これ、テレビが出てますので、22億の建物を6億でもらったと、やったというような感じにとれますので、その辺をもう一度はっきり説明していただけないか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど行政財産から普通財産に変える場合に議会の同意が必要かということですが、これはないと考えております。地方自治法の149条の中に町の権限というものがございまして、その中で財産の取得、管理及び処分することというのがございまして、普通財産に変えるのはこの権限でしてあるということでございます。それから、起案されてから決裁まで文書が回るわけですが、これは合議ではございませんでし

て、先ほど申しましたように、最終的には町長が判断することですので、その途中でいろいろな係の者がそれをチェックしていくということですので、御了解いただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。細田議員の22億の建設事業費の内訳でございますけども、国の補助金の方が4億4,200万弱、県の補助金の方が9億6,500万、起債が5億4,160万、そのとき一般財源も2億6,000万ほどあるというふうに以前の議会で説明したとおりでございます。6億というところは多分伯耆の国から寄附をいただいていた合計が6億ぐらいだというふうなことだというふうに思いますけども、決して6億で売ったということではございません。あくまでも無償譲渡だということで御理解いただきたいというふうに思います。（発言する者あり）それで、有償譲渡にした場合は、補助金返還が当然ついてくるというものでございまして、今だと7割ぐらいの補助金を返さないといけないというところになっておりますので、無償譲渡の方を選んだというふうに御理解ください。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 大体、今、大概わかりましたけども、ほんなら議会の別に同意とかは要らない、行政財産の普通財産になるということ。けども、それを皆さんに、議員の皆さん、また議会によくわかってもらう、納得してもらうために、このようにしたというように私は理解しますけども、それで間違いないかどうか確認したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。行政財産から普通財産という話につきましてはそのとおりでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） そうしますと、議案第46号、南部町老人福祉施設条例の廃止について。13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも45号と関連があるので、審査するのに全協で町長が説明されました譲渡までのスケジュールで、平成25年の5月の27日に伯耆の国から普通財産譲渡申請を受理なさっている。これは土地ではなくて建物のことですよ。その下に公有財産の種別がえ手続と書いてあります、5月27日に。この時点で伯耆の国から普通財産の譲渡申請を受理することはできますか。

それと、公有財産の種別がえの手續ということは、どういうことを行ったことを指しているのですか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長でございます。一連の議会説明の中で土地と建物は一体ということで、先に土地の方を伯耆の国に譲渡いたしました。その次に、建物を譲渡するといったときに手續上、条例規則できっちりと定められております。このきっちりと定められていることをきっちり守ると、タイムラグとかということが生じて非常に無理が生じるということで、まず伯耆の国から申請をいただいて、うちが伯耆の国に譲渡するという格好をとったという流れの中で、まず国、県からの財産処分の承認を得ました。得て、一応譲渡できる第一段階がクリアしたということです。その中で、次に起こすには伯耆の国からそういう譲渡してほしいという意志をはっきりさせたいということで、この事務の流れの中で普通財産の譲渡申請をしてくださいというふうに依頼しました。ということで、うちが受けて普通財産に今度はする手續を先ほど総務課長の方が説明いたしましたけども、7月1日付で行政財産から普通財産にするところを今、稟議として回しているということで、あわせて7月1日付でその行政財産から普通財産への種別がえということも行う手續をさせていただいております。ということです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません、大事なことだけ。とすれば、伯耆の国からの普通財産受理申請はいつの日付で出ているのですかということをお聞きしますね。いつの日付で出ているのか。それで、この受理をして、これの回答が普通財産の譲渡決議書というのを7月1日に出すという予定だということなんですか。そういうふうに手續としてやっているのだということなんですか。とすれば、タイムラグの無理があるというのは、当然無理があることですね。お聞きしますが、5月27日の普通財産の譲渡申請は、日付は5月27日になっているのかどうか確認しておきますね。

それから、もう一つ、これは老人福祉施設条例の廃止でゆうらくを、町の施設をやめてしまうという内容です。公の施設から外してしまうという内容ですが、もう1回、町長、聞いておきますね。町の施設でなくなってしまう。これは先ほど言うように、6億で売ったのか買ったのかじゃなくて厳密に言えば、4億とちょっとなんですよ。寄附を伯耆の国からお金が入ってきたのは。この10年間で、こういうふうに町が施設として持っていることによるデメリットというのはあったわけですか、それをお聞きします。

それと、今のままで建物と土地が一体の方がいいというところについての法的な根拠はどこにあるのかということをお教えしてほしいです。先ほど亀尾議員の質問に答えられてないと思うんですけども、どうして町の建物の上に、仮に土地を売った場合、土地を売りましたよね。土地を売らないとグループホームを建てなかったというんですが、それがもともとの大きな原因だって何回も言っているんですけども、それは私たちは理由にならないと思っているんですね。グループホームの土地だけ渡せばいいこと、もしそうであれば、それにしてもグループホームを伯耆の国が建てるのに、その土地が町の土地でなくてはいけない理由は何だったんですか。私たちがつかんでいるのは、地方自治体が土地を持っておれば、別に資産がなくてもできるということが書いてあるんですね。だから、どうしても土地と建物が一体だというのはどこから来たのかということをお教えください。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） まず、伯耆の国からの申請の日付でございますけども、これは5月27日付でございます。

次の御質問ですけど、これまでデメリットはあったのかということも、これは今までの議会の一般質問の中でも説明させていただいておりますけども、新築から10年経過をしてこれからが大変なときだというふうに説明しております。これからが修繕もどんどん出てきて、町の税金をどんどん投入していかないといけない。そうなっては町としてもこれまで町の税金を一銭も使っていない、他の町からも入ってこられる利用者の方に対しても税金をどんどん投入していかないといけないというようなことを御説明してきたとおり、これまでのデメリットというのは特にはない。これ……（発言する者あり）修繕はことしの2月の補正予算からお願いして、その前も若干ひさし等がございましたということです。（発言する者あり）

それと、土地と建物は一体がいいかということも、これは真壁議員の方が以前の一般質問で質問されたときにもお答えしたと思いますけども、これはあくまでも一般論でございますというふうにそのときも答えました。それは土地の上に違った建物が建つとその価値が下がるというところで、土地と建物は一体がいいというふうな通常観念の中です。このことは県と相談しても土地と建物は一体がいいというふうに指導を受けたというふうに、そのときに説明いたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほか質疑ありますか。（「そこに建てた理由、何でそこだないけなかったのか」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（伊藤 真君） グループホームをなぜゆうらくの用地に建てられたかというこ

とでございますけども……（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 町有地でも建てられたらろう……。

○健康福祉課長（伊藤 真君） ゆうらくのあその土地に建てさせてくれというふうに申し出られたということですけども。（笑声）（「そんなこと聞いてない」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） ほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第47号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私、全協で少し説明を求めたんですけども、国保運営協議会で毎年、私もことしちょっと傍聴に行けてなくて勉強不足で申しわけないんですけども、いつも運協では最後にモデル家庭といいますが、御夫婦がおってお子さんがお二人とか老人世帯とか、そういうモデルを使ってどういう影響が出るのかという、モデルの試算をされていると今回もそういうふうに思うんですけども、具体例を今回の税率改定によってどのように影響が出ているか、まずお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。お示ししておりましたものについてちょっと御説明をさせていただきます。

まず、6パターンお示しをしております。年齢40歳未満の夫婦と子供2人の4人家族……

（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） さっきもらったもんだがん。

○税務課長（畠 稔明君） いえ、別物でございます。（「それだったら質問変えます」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 委員会、委員会。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） その分については委員会をお願いします。

今回、説明を聞いておましてちょっと、後期高齢者の医療分では所得割が0.05%ですね。それから、後期高齢者への支援分ですかね、これが増減で5項目ですか、ここがかなり多くなっていると思うんですけども、このこういう積算といいますが、提案になったというのは後期高齢者医療費の支援をする必要がかなり大きかったということの反映なのかということが一つ。

もう一つは、特定継続世帯というのが説明の中で、何か臨時議会のときに特定継続世帯はちょ

っと軽減になるというような議案だったように思うんですけど、今回ちょっとそのときの認識が間違っていたとかということじゃないですか、正しいの、そういうことですか。（発言する者あり）いや、その辺をちょっと正確に教えていただければと思います。

それと、最後に、増税分が改正前と改正後の税額の差が623万2,000円。これが25年度基金繰り入れ2,500万入れて、これで改正後の税額の増、この623万2,000円で、これをどういう形で繰り入れれば、税率を上げんでもこれまでどおりできるのかということが素朴な疑問だったので、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。まず、特定継続世帯、このことにつきまして私の方から答弁をさせていただきます。植田議員の御指摘があったとおり、専決処分をいたしました条例改正、この金額に解釈の間違いがございまして、改めてこのたび金額すべてが増になっておりますが、減ずる額の増ということでこのたび提案させていただいております。

それから、あと改正後と改正前の税額の差623万2,000円。結局、これをいってみれば、基金の方で投入すれば値上げをしなくてもよいのではないかという、多分、御意見だと思うんですが、条例の御説明のときにも申し上げましたが、少し、丸々、本来はその税で賄うべき保険事業、ところが、その税だけを考えていきますと、こちらにお示ししておりますその1世帯当たり、1人当たりの金額が2倍にも3倍にもなってしまいます。そのために2,500万円の繰り入れで被保険者の負担を極力抑えていこうという運協で結論をいただきまして、このたびこういう提案をさせていただいております。（発言する者あり）

特定継続世帯、これは、特定世帯といいますのがいわゆる平等割、均等割を2分の1、これを5年間。といいますのが、被保険者の方が2人おられて、そのうち1人の方が後期高齢の方に移られた場合にそういう軽減措置をしましょうと、5年間で半額。今度は特定継続世帯といいますのが25年度から始まりまして、5年が経過した後のまた3年間、今度は軽減額が減りますけど4分の1の軽減になりますというのが特定継続世帯で、こちらの方が今年度からのことになります。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 後期高齢者医療に対する負担がふえているということについてですけども、この試算の根拠になりますのが後期高齢者医療に負担しています、私たち健康保険に入っているものが負担する支援金の金額がもとになっています。この支援金の計算が示される1人当たりの基準額と国民健康保険の被保険者数とで計算されて示されてきますので、その基準

額といいますのが平成23年度は1人当たり4万6,968円、24年度が4万9,522円、25年度に来ましたのが5万2,510円と毎年上がってきております。それによりまして、平成24年度は税率の見直しをいたしませんでしたので、25年度に見直しさせていただいたというようになっております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 大体现状はわかったんですけども、最後に質問しました623万2,000円、25年度で基金繰り入れが2,500万で、24年末の基金残高から25年度基金繰り入れを引きますと3,000万ぎりぎり残っているんでしょうかね。そうする中で、623万2,000円というのは頑張れない金額じゃないじゃないかなという意見なんですけど、町長の決断はなかったんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。国保の問題についてはたびたび議論もしておりますので、これはもうどこまで行ってもなかなか御理解はいただけないのではないかと思います、合併をしたときに2億7,000万か8,000万あったと思いますけれども、それが今こままでなっているわけです。おっしゃるように基金を今年度充当すれば、国保税の値上げをお願いしなくてもいい、こういう条例を出さなくてもいいというように思うわけですが、今の世代だけで先輩たちが積み上げてきたものを全部食い切ってしまうのかどうなのかということがずっと私の胸の中へあります。これはずっと過去から持っております。やっぱり構造的な問題抱えているので、基金を活用せざるを得ないわけですが、そうかといって私のこの町長をしているときに全部ゼロにしてしまったということにはちょっと、言われたくないという思いもあるわけです。適正な御負担もいただきながら、また基金も活用しながら、そういう立場で従来からやってまいりましたので、御理解をいただきたいと、このように思います。大体、医療費がどんどん上がって、高齢化が進んで医療費は上がる。若い世代から高齢者になっていくわけですから所得は下がってくる。そういう人を国民皆保険という名前で全部引き受けるわけですから、これはもう構造的な明らかな矛盾があるわけです。上げざるを得んと、あるいは基金があれば取り崩さざるを得ないという構造的なことがあります、これも何度も説明しているのもうよくわかっておられると思いますけれども、今回は約半分の2,500万を取り崩して残りははいよいよ3,000万ほどになると。この3,000万も年度途中で医療費が特別に増嵩したりすれば、これも取り崩して医療費の支払いに充てないけんわけですから、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお聞きします。この国民健康保険税の先ほどの担当課長の話のように、後期高齢者のところでの増が多くなったので、計算としては後期分の率を上げて負担増としていくという内容が今回の提案なんです。町長も言っておられましたけれども、高齢化が進み、若い人が少なくなってくるような中山間地域の中では、この後期高齢者の支援金が今のようにふえてきたら、それこそパンクしてしまいますよね。この後期高齢者の負担が平成23年から25年まで見ても3,000円ずつぐらい上がってきているわけですよね。これが来年以降も上がるようになったら、それこそ大変だと。私は、ぜひお聞きしたいのは、この後期高齢者制度が今、県で一つになっているけれども、この負担については町としてはどう見ているのかということです。後期高齢者制度がね。これをやっぱりやめるという方向に持っていった方がいいのではないかとというのが一つと、もう一つは、どう考えてもこの後期高齢者のやり方は、高齢者がおって中山間地域では絶対負担増になるんですよ。このやり方はいけないので、少なくともこれに相当する分を国かどっかから持ってきてもらわなくては、絶対国保財政としてもたないと思いませんか。そこを声を上げていく必要があるのではないかとというのが一つですね。これは一致すると思うんですよ。

2つ目は、そうといっても町長、住民の暮らしてすごく大変ですよ。よその市や町では子供の学校給食を無料にしようかというようなことを議員から提案があったりとか執行部も考えていた状況で、本当に生活大変なんです。ここの段階で国保税を引き上げるって、やっぱり住民に対しての何か暗いイメージになりますよね。それを考えたら、植田議員も言っておりましたが、623万2,000円というのは今のところは基金ですよ。持ちこたえられないかということなんですけども、その点どうでしょうか。

それと、あとはどうしても医療費を引き下げること考えないといけないと思うんですけども、少なくとも後期高齢者の分については、これ以上負担増にならないような声の上げ方をすべきではないかという点と、623万2,000円は今回引き上げるのはやめて、大変だけれども町長のあなたのときに基金がなくなったなんてだれも怒らんとしますよ。（笑声）それよりもよう持ちこたえてくれたということの方が住民喜ぶんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。後期高齢者医療制度はいろいろな御議論があります。民主党政権はやめるということを公約して臨みましたが、結局、ようやめんかったですね。それから、現在はそういう声は随分弱くなっております。それは何でだかいいますと、結局、よ

かったからです。75歳以上の人をくくって、これを後期高齢者だという位置づけをして医療を別にするということの感情的な分で、当初はいろいろ批判がありましたが、しかし、この後期高齢者の本当、余計になるたくさん増嵩する医療費を賄うのに、この人たちが例えば全員国保におられた場合には今よりももっともっと高くなると思う。後期高齢者医療制度で若い世代の支援や国やなんかのルールがきちんと決まったわけですから、それで現にそんなに高くならずにおさまっているわけですね。ここのあたりが結局、最初は反対したけれども、やってみたらそんなに悪いもんじゃないということだろうというように私は理解をしているわけです。それで、そういう観点をお持ちいただいたら御理解いただけるのではないかと思いますけど。最初から反対なさっておられるとなかなか聞く耳も持たんということになるので、ぜひ後期高齢者医療制度になってから随分国保会計は、私はそのままよりも楽になったと思います。そういう認識をいたしております。計算したことはありませんけれども、間違いなくそういうぐあいになっていると思います。

それから、どっかから持ってこいということですけども、なかなかそういうわけにはいかないことは御案内のとおりであります。今、一般質問でもいただいておりますけれども広域化ですね、そういうようなことをやったり、あるいは医療保険の改革といったようなことも含めて、これは政府の責任においてきちんと対応してもらわんと、いずれこの中山間過疎地域の医療を支えていくことはできんようになるというように私も危機感を共有しております。

それから、学校給食の無料のところもあるという例を聞かれて、基金の取り崩しでということですが、財政運営をやっている立場からいいますと、年度途中でさらにまた保険税を上げるなんていうことは、これはもうできんわけです、現実的に。医療費が増嵩したのでできないわけです。ですから、幾らかは手元にないと医療費の支払いもできないようになってくるわけです。ですから、私としては3,000万ぐらいの基金では本当は心配でならないわけですけども、それぐらいの基金は持って国保財政の運営を安定的に図っていくということが大事ではないかと。そのことが結局、町民の皆さんには一時的には負担をお願いするわけですけども、これもうなかったら本当に中途でも国保税を値上げしてでもお金集めんと払えんわけですから、破綻しますから。そういう思いでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 1点だけお聞きします。私も運協の委員ですけど、その日はどうも体調不良で参加しておりませんので、そこで聞けばよかったですけど、ここで1点だけお聞きします。今回の25年度の改正ですが、要は基金を2,500万入れんと国保会計が回らんよ

うになったということが第1点だと思いますが、それで、全協で資料いただきましたら医療費が一般、退職、合わせて14.35%も伸びていると。これについて恐らく木村院長さん等が質問されたと思いますが、要はこの保健事業をきちっとせないけんやなもう段階に入っていると思いますけども、その対応がどのようになっているかだけお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。このたびの国保税の値上げについて、私もちょっと運協の方に出させておいていただいて、かなりな悪性系なものもウエートを占めておったということで、さらなる健診の受診率向上と、あと健康意識の普及啓発をしていかないといけないというふうに認識しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） そうしますと、議案第48号、南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の議案は、単県斜面といいますいわゆるレッドゾーンとかイエローゾーンとかという、県が指定した危険地域に対応するための県の予算ということで理解したんですけど、私は、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。それだけというわけではございませんけども、議員が言われますように発端はやっぱりレッド等で、今までの制度が5戸以上の施策しかございませんでしたので、1戸から5戸の小規模の急傾斜事業ができるようにということで、県の方がつくった制度でございます。

○議長（青砥日出夫君） ここであらかじめ連絡しておきます。本会の会議時間は議事の都合により、あらかじめ時間を延長しておきます。

議案第49号、平成25年度南部町一般会計補正予算。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） いつもここでは総括的なことを聞けということを言われますので協力をしたいと思いますけども、2点お聞きしたいんですけども、実は私、町内の知り合いが母塚山に上がったと。昼御飯食べたときにふいっと見たら、観音像と言うと私どもは石の建造物と言うんですけども、そこにお金があったと。恐らくさい銭のつもりであったらろうということだったんですけども、そうすると、そのお金がいわゆる町の土地にあるもんですから雑入か何かに入ってるかどうか思うんですけども、それが載ってないが、それはどういうことでしょうかというこ

とをまず1点お聞きします。

それから、説明資料の8ページを見ますとコミュニティの助成事業ということで、このたび天津振興協議会の方へ除雪機が入りますね、5台購入ということなんですが、これは一覧表が中どころにありまして全部で25年度がありますが、一応各地域にはこれで行き渡ったのでこれで終了というぐあいに考えておられるのか、それとも、後年度も次の年度も要求があれば対応する考えがあるのか。その2点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。最初の御質問の母塚山のお金でございますが、御案内のとおり町のあそこは所有地でございますので、取り扱いをどうするかということがあろうかと思いますが、特に雑入として入れてる事実もございません。そのお金があるということであれば、それはちょっといろいろ検討があるかもしれませんが、拾得物とかそういった扱いになるのかなというような、今ちょっと考えてるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 企画政策課、地域振興専門員、長尾でございます。お尋ねの除雪機の件でございますけども、これで終わりと明確にするわけではございませんが、一応25年度にまた新たに5台導入したここで一応様子を見ましょと。これでかなりの数が入りましたのでということで、各地域振興協議会の会長様方とそのようにお話をしているところです。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 企画課長から一応ここに拾得物という形になるということなんですが、つまり、拾得物で恐らく警察の方に届いたら町の所有地にありましたがという問い合わせがあったかと思うんですけども、どうでしょうかということ。

それと、もしそういうことがなかったとすると、確かにお金があったと見た方、その人は持って帰るなんてとんでもないということだったんです。持って帰ってポケットにしたら泥棒になるからね、そんなことはしなかったけど。あったのがなくなったということは、いわゆる犯罪と言や大げさかもしらんが、例えて言うと子供なんかこんなところにお金があったということになって、届けがなかったということになれば、むしろ悪の道に進むのを助長するもんじゃないかと思うんですよ。そこら辺について……。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾議員、議案と関係ない部分ですのでね。

○議員（12番 亀尾 共三君） 何言っとんなあですか、雑入に入ってるんじゃないかと思って、

入ってないから聞くんだから。

○議長（青砥日出夫君） 議案書に載ってないじゃないですか。

○議員（12番 亀尾 共三君） それで、そういうことについてはきちっと対処すべきだと思うが……。

○議長（青砥日出夫君） やめなさい。

○議員（12番 亀尾 共三君） どういうことですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。当初はありませんでしたが御懸念のようなことを我々も考えまして、今は箱に入れてぽいっと持って帰れないように格子のある箱を設置しましたので、むき出しでお金が置いてあるという状態ではございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも拾得物を置く場所をつくったわけですか。今、聞いているのは、確かに亀尾議員も私たちも聞いているんですけども、そこのお金の管理は町がしているのではないかと、こういうふうに言われてるんですよ。なぜならば、町の方が持って帰っておられると、だから聞いているんですよ。町に持って帰ったお金はどこにあるんですかと。これはお答えする……。町がですね……。それに、先ほどおっしゃったように町がわざわざつくったということ、お金あったの知ってるんだから、そのお金をどこに持っていったかっての、これは言わんといけませんよ。拾得物やったら警察に持っていくためにつくってるんですか。それは今までお金があったことを御存じだし、お金を回収してるわけでしょ、それはどういう扱いしているのか、これをお答えくださいという点が1つです。

それと、2点目が、介護サービス事業特別会計の繰出金の中に出てきているお金の1億6,000万何がしのお金ですけれども、これは委員会ではやりくりきくんですけど、町長ここにおられるので聞くんですけども、これは寄附金が入ってきたお金だとおっしゃってましたね、1億8,000万の。私たちは伯耆の国から寄附金と言っているんですけども、今までの寄附金のことを使用料というふうに向こうは出しているって言ったんですけど、今回の1億8,000万近いお金というのはどういうお金でできたというふうに、伯耆の国ではどういう扱いしているのかということを町長は立場上知っておられると思いますので、お聞きしておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 1億8,000万円の寄附金ということでございますけども、

伯耆の国に確認をいたしました。伯耆の国では、土地代ということで処理をしたということ聞いております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。お出しになったお金をあそこに置いていただいた方のお気持ちは、もしかしたら観音さんにお供えするという気持ちだったかもしれませんが、町としてはおさい銭という認識はいたしておりません。職員はあのお金を回収に行っておるわけではございませんで、あのエリアの協議会であります天津地域振興協議会の方で定期的に回収いただいて、今預かっていただいております。今後、現在考えておりますのは落し物という方法しかございませんので、届けをしてその後、私が落としたとおっしゃる方があらわれなければ、町の観光協会等で活用させていただくのが一番いい方法ではないかということをお考えおる次第でございます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 続きは委員会で聞きますが、先ほど課長、私の聞き間違いじゃなかったと思ったんだけど、1億7,000万、土地代とは別に1億8,000万を土地代と処理しているということですか。ということは、伯耆の国から見れば土地代として1億7,000万と1億8,000万、3億5,000万近くを払っているというふうに処理しているというふうに聞いていいわけですか。土地代として払っている。土地代は1億7,000万、別にありますよ。寄附も土地代として払っている、そういうふうに処理しているのはなぜかということですね。この土地代について言えば、鑑定もしていないから妥当性というのがいろいろあるわけですね。それも含めてどうしてその処理したのかということをお教えくださいね。

それと、もう一つは、ここでわからなかったですけども、おさい銭のことについて言えば、地域振興協議会にお願いしている。ということは、町は手を打っているということですね。そういうのあるのわかったから、地域振興協議会に手を打ってって、地域振興協議会も困るわけでしょう。それをどうするのかということと、委員会で結構ですから、ちなみに今まで置かれたさい銭として預かっている金額は幾らでしょうかということをお聞きいたします。

○議長（青砥日出夫君） 委員会でいいんですよ。

○議員（13番 真壁 容子君） それはね。（「委員会でいい、委員会で」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 委員会でいいって言ったのは何。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長。

○議長（青砥日出夫君） 土地代のこと。

○議員（13番 真壁 容子君） 違うって。寄附が土地代になってるって言うたから。

○議長（青砥日出夫君） ゆうらくのことでしょ。

○議員（13番 真壁 容子君） ゆうらくのこと。

○議長（青砥日出夫君） さい銭がどうのこうの、それは委員会だっていいでしょ。（発言する者あり）間違いないか言っとる。

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） ちょっと今のところ確認して見ておりませんので、1億8,000万は何かと聞いただけでございますので……（「そしたら土地代ということだね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（青砥日出夫君） わかる、金額が。（発言する者あり）わからないそうです。委員会です。そうしますと、議案第50号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第51号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第52号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。上程されました議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、18日の会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、上程された議案は、18日の会議に議事を継続いたします。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

17日は定刻より、一般質疑を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。

午後4時48分散会